

うつくしま子ども  
夢 プ ラ ン

## はじめに

知事写真

子どもは、親にとってかけがえのない存在であるとともに、社会の宝であり、子どもが大切にされ健やかに成長することは、社会全体の願いです。

本県では、これまで、平成7年3月に「うつくしま子どもプラン」を、平成13年3月には「新うつくしま子どもプラン」を策定し、安心して子どもを産み育てることができる子育て支援の施策や、子どもの意見を尊重した子育て環境づくりのための施策を積極的に推進してまいりました。

しかし、この間、核家族化や地域社会における人間関係の希薄化などによる子育ての孤立化、女性の社会進出が進む中で子育ての負担が女性に偏っていることなどによる、子育てへの不安や負担感の増大などを背景に、全国的には比較的子育てしやすい環境にあるとは考えられる本県においても、少子化の進行に歯止めがかからない状況にあります。

このため、緊急に少子化対策を推進することが重要であるとの認識の下、「新うつくしま子どもプラン」を計画期間（平成13年度～平成17年度）終了を待たずに見直すこととし、「うつくしま子ども夢プラン」を策定いたしました。

このプランにおいては、本県の特性も生かしながら、安心して子育てができるとともに子どもが健やかに育つことができる環境づくりのため、「社会全体で子育て・子育ての支援」を理念として掲げ、子育てしやすい県づくりの気運を盛り上げる「子育て支援を進める県民運動」を大きな柱として展開しながら、総合的に施策を推進していくこととしております。

県といたしましては、今後、市町村や関係団体、民間企業等と連携を図りながらプランの実現に向けて着実に取組みを進めてまいりたいと考えておりますので、県民の皆様には一層の御理解と御協力をお願い申し上げますとともに、子育て・子育てを支援する一員として県民運動への参加をぜひお願いいたします。

終わりに、このプランの策定に当たり、貴重な御意見をいただきました「福島県子育て・子育て環境づくり推進会議」の委員の皆様をはじめ、御協力を賜りました多くの方々に、心から御礼を申し上げます。

平成17年3月

福島県知事 佐藤 栄佐久

# 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第2章 福島県の子どもと家庭を取り巻く状況	3
第3章 計画の理念、目標及び基本方針	27
第4章 基本的施策及び行動計画	33
第5章 計画の実現に向けて	88
参考資料	90

# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1 見直しの趣旨

- (1) 県においては、少子高齢社会に対応し、「安心して子どもを産み育てられる社会」を築くことを目的として、平成7年3月に「うつくしま子どもプラン」を策定し、平成7年度から平成12年度を計画期間として「子どもが健やかに生まれ育つための環境づくり」に取り組んできました。
- (2) さらに、少子化の進行及び児童虐待問題の顕在化や増加など子どもと家庭を取り巻く環境の変化を踏まえて計画の見直しを行い、安心して子どもを産み育てることができるよう子育て支援の施策をさらに推進するとともに、子どもが大切にされ、子ども自身の持つ能力が十分発揮できるよう、子どもの意見を尊重した子育て環境づくりの視点を加え、施策の充実を図った総合的な計画として、平成13年3月に「新うつくしま子どもプラン」を策定し、平成13年度から平成17年度を計画期間として施策を推進してきました。
- (3) しかし、その後も少子化の進行には歯止めがかからず、本県の平成15年の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む平均子ども数）は1.54と全国第2位の水準とはなっているものの、これまでで最低となり、少子化は一層進行している状況にあります。
- (4) このため、県としては、緊急に集中的な対策を講じる必要があるとの考えから、現在の計画の最終年度を待たずに計画の見直しを行うこととしました。

## 2 計画の性格

- (1) 子どもを社会全体の宝ととらえ、行政、企業、地域社会が協力し社会全体で子育てを支援するという理念の下、地域における様々な社会資源の効果的活用による子育て支援、企業における子育てに理解のある雇用環境づくり、男性の育児参加等に重点的に取り組む外、次代の親づくりの視点を新たに取り入れ、子育て・子育て環境づくりをさらに推進していく方向性を示しています。
- (2) 「福島県新長期総合計画『うつくしま21』」、「第4次福島県社会福祉計画『うつくしま福祉プラン21』」、「第四次福島県保健医療計画『うつくしま保健医療福祉プラン21』」を始め、「ふくしま青少年育成プラン」等、県の各種計画と整合性を図った計画です。また、本プランは、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画及び児童福祉法に基づく保育計画としても位置付けます。
- (3) 市町村の次世代育成支援対策に係る計画と整合性を図った計画です。
- (4) 各種施策を計画的に推進するため、できる限り目標値を設定しています。

## 3 計画の期間

この計画は、平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間としています。なお、社会情勢の変化や他計画の見直しなどに応じ、目標値その他について必要な見直しを行います。

## 第2章 福島県の子どもと家庭を 取り巻く状況

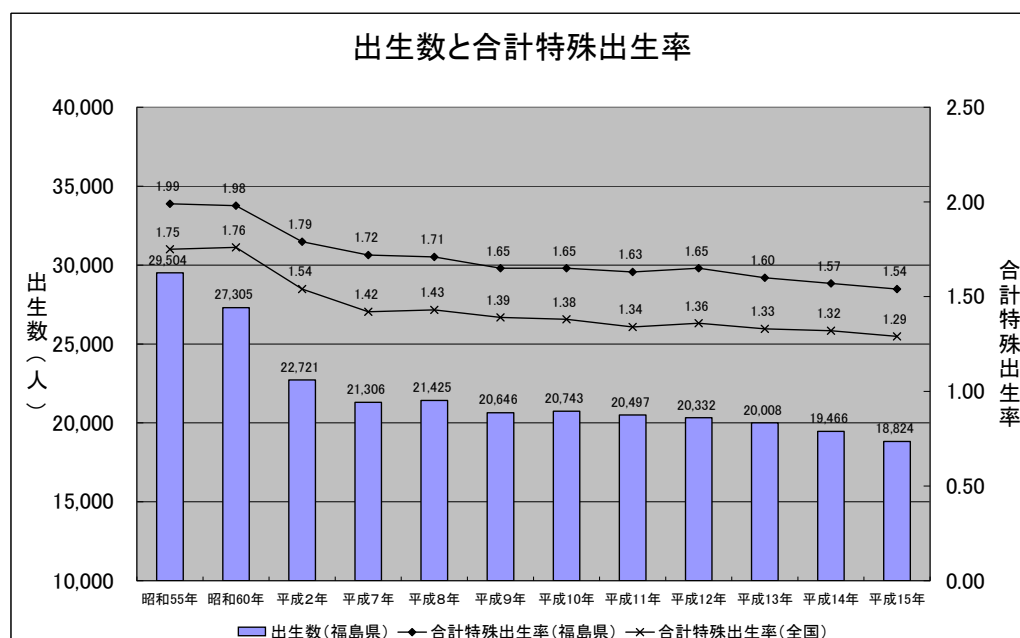
## 1 少子化の進行

### (1) 出生数、出生率の低下

福島県の出生数は、戦後の第1次ベビーブームの約7万2,000人（全国約269万7,000人）をピークに急減し、その後、第2次ベビーブームに当たる昭和48年～49年頃に3万2,000人台（全国約209万2,000人）まで回復しましたが、その後は減り続け、平成14年には2万人を割り込み、平成15年には1万8,824人（全国112万3,610人）まで減少しました。

また、福島県の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む平均子ども数）は、全国を上回る水準で推移しており、平成15年は1.54（全国1.29）と全国第2位となっていますが、昭和30年以降、多少の上下はあるものの減少傾向にあり、現在の人口を維持するのに必要な2.07を大きく下回っている状況にあり、少子化が進行しています。

（以下、本章における図表は、特に説明のない限り、福島県に関するデータです。）



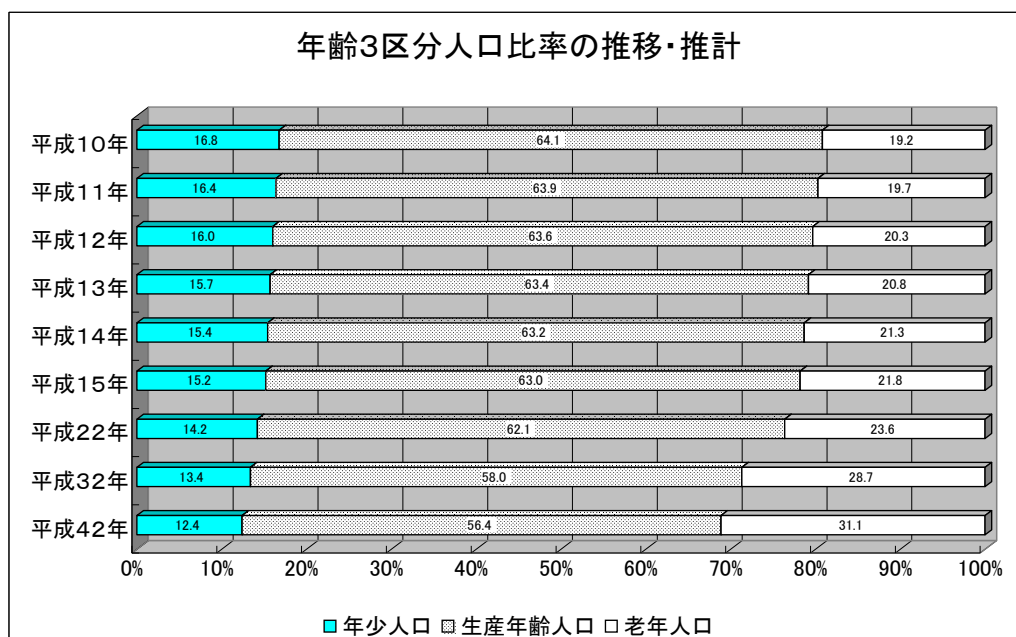
厚生労働省「人口動態統計」

(2) 少子高齢化の進行

少子化の進行に伴い、年少人口（0～14歳）が減少するとともに、老年人口（65歳以上）の増加により、少子高齢化が進行しています。

福島県の総人口に占める年少人口の割合は平成15年10月1日現在15.2%（全国14.0%）と全国に比べて高い水準にありますが、同時に、平成15年10月1日現在の老年人口の割合も21.8%（全国19.0%）と高くなっています。

平成8年に初めて老年人口割合が年少人口割合を上回って以来、その差は年々大きくなっており、今後もさらに拡大することが見込まれています。

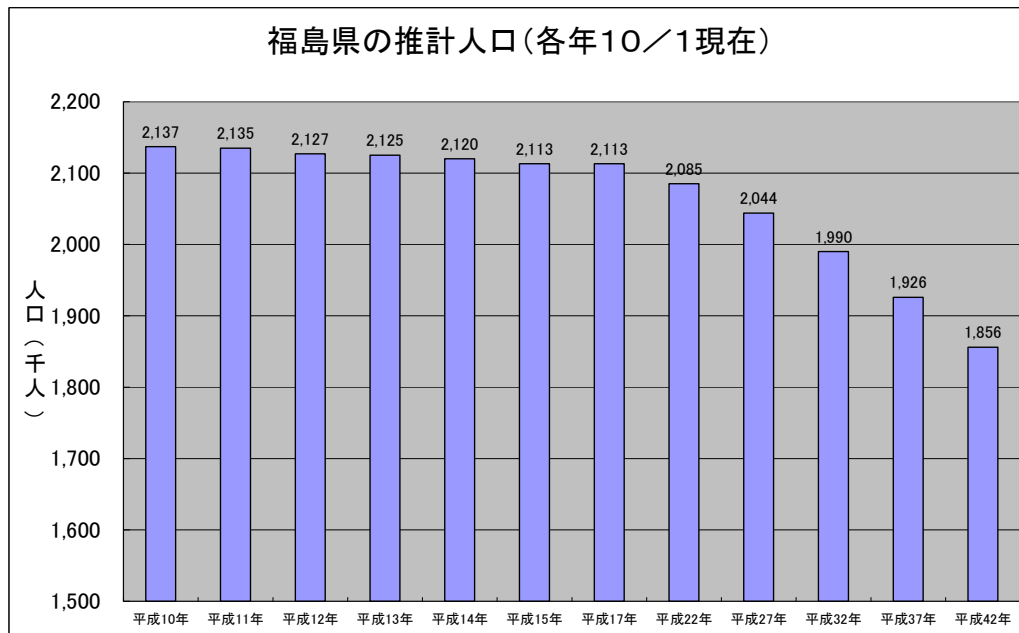


平成15年まで—総務省「国勢調査」、県生活統計グループ：福島県の推計人口  
平成22年から—国立社会保障・人口問題研究所：将来推計人口



(3) 将来の人口

少子化の進行や流出傾向にある社会動態とあいまって、福島県の人口は平成10年1月の2,138,454人をピークに減少傾向にあります。



平成15年まで—総務省「国勢調査」、県生活統計グループ：福島県の推計人口  
平成17年から—国立社会保障・人口問題研究所：将来推計人口

(4) 少子化の社会に与える影響

少子化に伴う少子高齢化の進行とともに人口の減少が社会に与える影響として、次のようなものが考えられます。

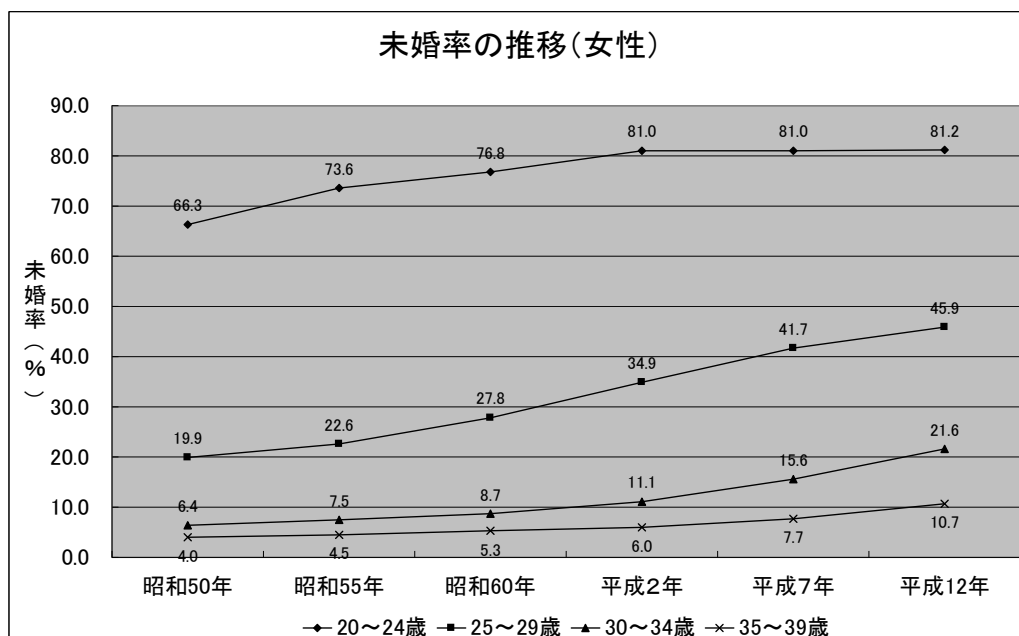
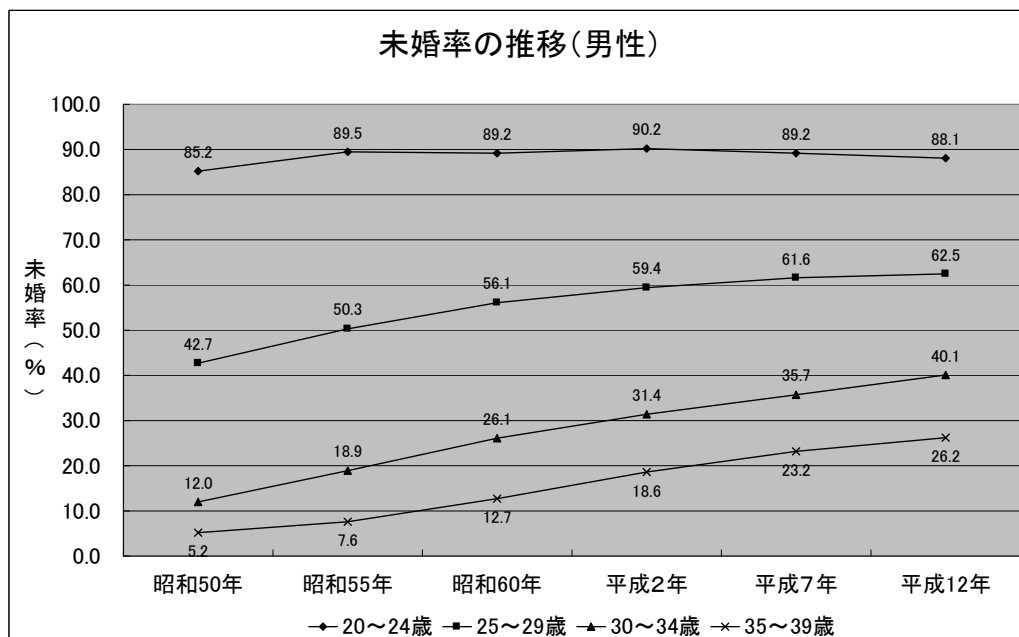
- ・ 労働力人口の減少及び労働者の高齢化による経済成長、経済活力の低下
- ・ 人口の高齢化による現役世代の社会保障の分野における負担の増大
- ・ 単身者や子どものいない世帯の増加による家族の変容
- ・ 子ども同士の交流の機会の減少、過保護化などによる子どもの健全育成への影響
- ・ 住民への福祉サービス等の基礎的なサービスの提供が困難になること

## 2 少子化の要因とその背景

### (1) 未婚率の推移と平均初婚年齢の推移

福島県の未婚率の推移をみると、全国よりは低いものの、男性の20代前半を除いては全体的に上昇してきており、晩婚化の傾向が強くなってきています。

男女とも、20代後半及び30代前半の未婚率の上昇が目立ちます。



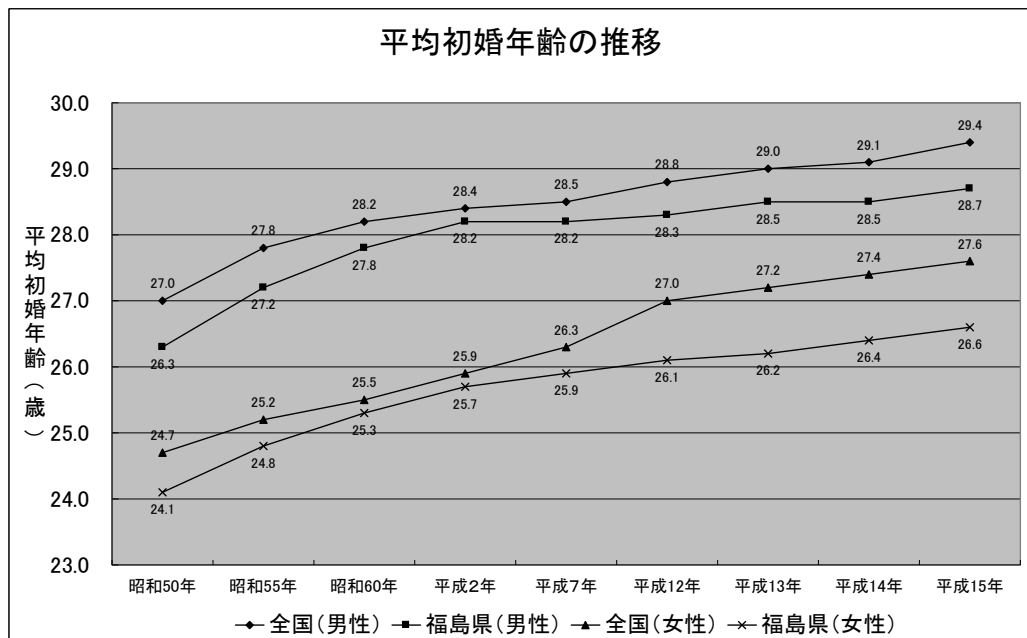
総務省「国勢調査」

### 未婚率の推移(福島県と全国の比較)

25～29歳			30～34歳		
	昭和50年	平成12年		昭和50年	平成12年
福島県(男性)	42.7%	62.5%	福島県(男性)	12.0%	40.1%
全国(男性)	48.3%	69.3%	全国(男性)	14.3%	42.9%
福島県(女性)	19.9%	45.9%	福島県(女性)	6.4%	21.6%
全国(女性)	20.9%	54.0%	全国(女性)	7.7%	26.6%

総務省「国勢調査」

また、平均初婚年齢は、平成15年で男性は28.7歳(全国29.4歳)、女性は26.6歳(全国27.6歳)と全国に比べて低く、特に女性は全国第1位となっていますが、徐々に高くなってきています。



厚生労働省「人口動態統計」

出生数や合計特殊出生率の低下には、この晩婚化・未婚化の進行が大きな要因となっていると考えられます。そして、この背景には、結婚観、価値観等の変化、結婚や子育てと仕事の両立の負担感、子育ての負担感、若者の経済力の低下などがあるものと考えられます。

(2) 結婚観、価値観等の変化

① 結婚に対する意識

平成15年度に県少子高齢社会対策グループで実施した県民意識調査（以下「県民意識調査」という。）によれば、未婚者の結婚に対する考え方は、理想的な相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわないとする人が全体の48.7%、ある程度の年齢までには結婚するつもりとする人が46.7%、一生結婚するつもりはないとする人が3.4%などとなっています。

※ 県民意識調査：平成16年1月～2月にかけて実施

対象 20歳～50歳までの9,000人

有効回収数 4,025（有効回収率 44.6%）

（うち子どものいない未婚者 848人（平均約30.2歳））

② 独身でいる理由

県民意識調査によれば未婚者が独身でいる理由は、適当な相手にまだめぐり会えない、独身の自由さや気楽さを失いたくない、結婚する必要性をまだ感じない、今は趣味や娯楽を楽しみたいなどが多くなっています。

独身でいる理由

単位：%

	全体	男性	女性
適当な相手にまだめぐり会えないから	58.1	63.1	51.1
独身の自由さや気楽さを失いたくないから	33.8	34.1	33.6
結婚する必要性をまだ感じないから	29.4	29.8	28.8
今は、趣味や娯楽を楽しみたいから	29.2	33.7	23.2
結婚資金が足りないから	21.8	25.2	17.2
相手に自分の生活を合わせないといけないから	14.9	11.8	19.2
お金が自分の自由にならないと思うから	13.9	16.0	11.0
今は、仕事に(学業に)打ちこみたいから	11.8	9.1	15.5
仕事と家事を両立させる自信がないから	11.4	3.7	22.3
異性とうまくつき合うことができないから	11.2	14.4	6.8
結婚するにはまだ若すぎるから	11.0	11.4	10.5
家計をやくりりするの大変だから	9.3	10.5	7.6
家族や親せきなどの人間関係に自信がないから	7.8	4.1	13.0
仕事と育児を両立させる自信がないから	6.6	2.6	12.1
家事が大変だから	5.1	1.2	10.5
自分の健康上の理由で	5.0	4.7	5.4
育児が大変だから	4.6	2.6	7.3
結婚生活のための住居のめどがたたないから	3.8	4.1	3.4
親や周囲が結婚に同意しないから	2.5	1.0	4.5
結婚相手の老父母等の介護が困難だから	2.0	1.4	2.8

県少子高齢社会対策グループ：県民意識調査（平成16年2月）

③ まとめ

理想的な相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない、ある程度の年齢までには結婚するつもりと多くの人が、結婚を否定してはいないものの急いではいないことがうかがえます。また、独身でいる理由も、独身の自由さを失いたくない、今は趣味や娯楽を楽しみたい、結婚するとお金が自分の自由にならないなど、独身生活の利点を享受しているため今は結婚しなくてもよいという意識があることがうかがえます。

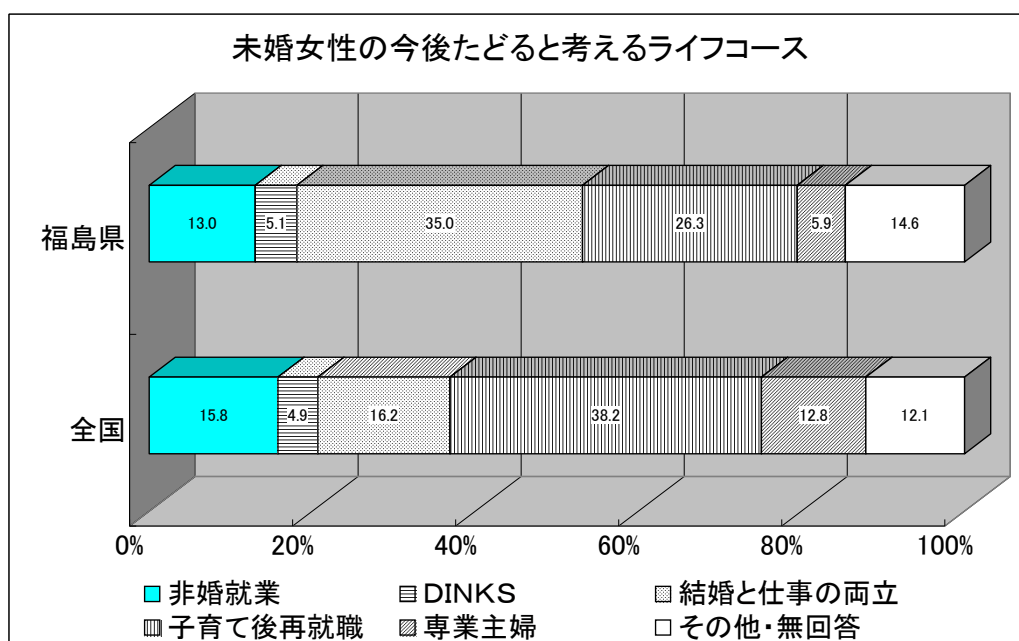
(3) 結婚や子育てと仕事の両立の負担感

① 未婚者の意識

県民意識調査によれば、独身でいる理由で、女性が男性より強く感じているものに、仕事と家事あるいは育児を両立させる自信がない、家事が大変などがあげられています。

② ライフコース

県民意識調査で、未婚女性に今後たどると考えるライフコースについて聞いた結果は下記のとおりです。全国の同種の調査結果と比較すると、結婚しても仕事を一生続けようとする人が多く、専業主婦志向は低いことがうかがえます。



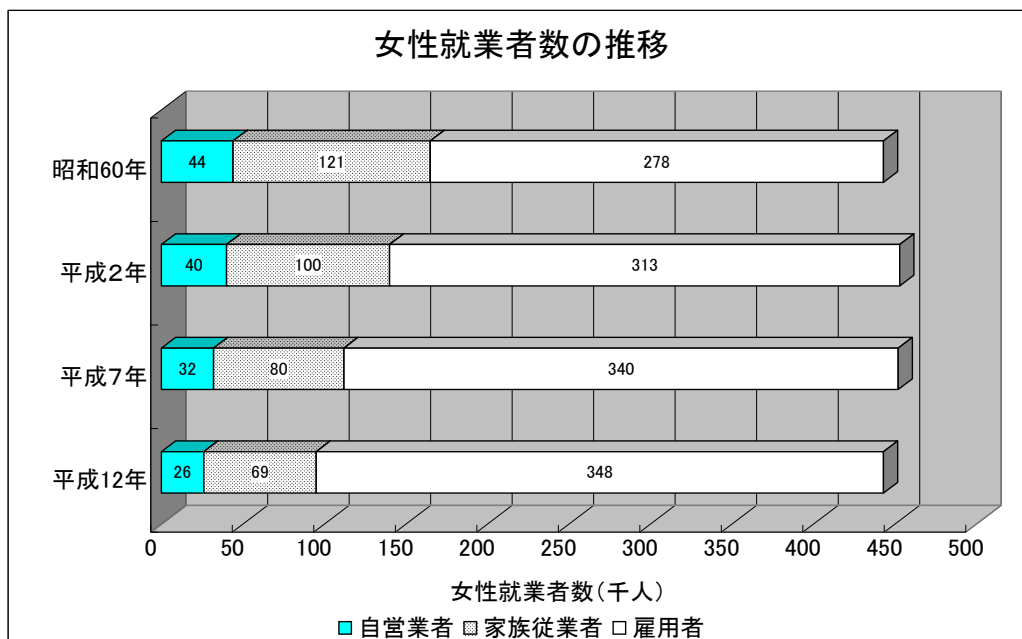
※ DINKS： Double Income No Kidsの略。二重の収入があり子どもを持たない夫婦の意味

県少子高齢社会対策グループ：県民意識調査（平成16年2月）

国立社会保障・人口問題研究所：第12回出生動向基本調査（平成14年6月）

③ 女性の就労状況

女性の就業者数は、従業上の地位別にみると、昭和60年に比較して平成12年は、家族従業者が12万1千人から6万9千人に減少し、一方で、会社などに勤めている雇用者は27万8千人から34万8千人に増加しており、女性の社会進出が進んでいます。

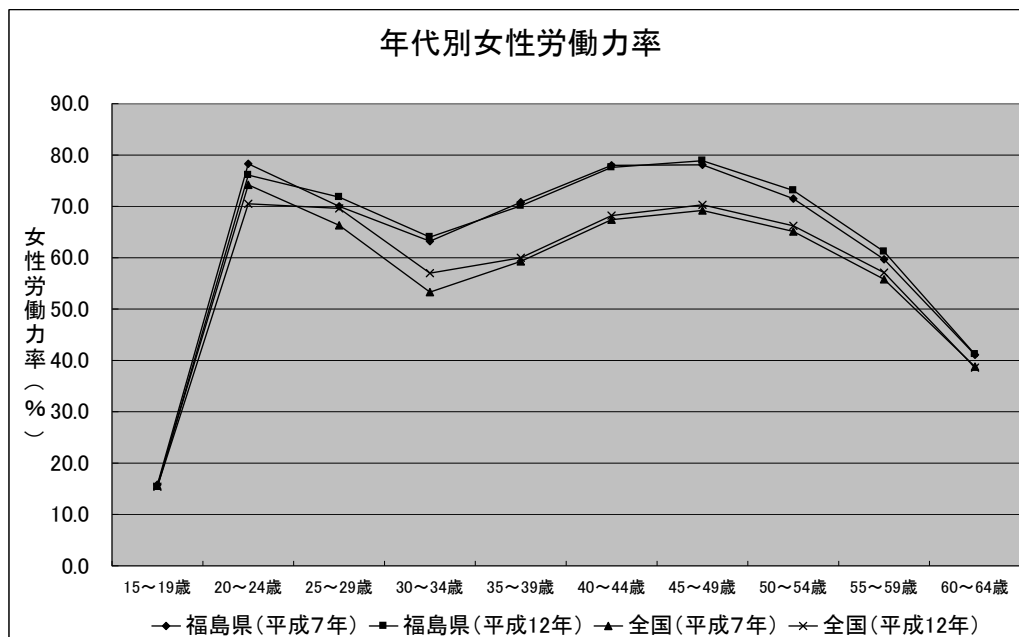


総務省「国勢調査」

④ 女性の労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める就業者数及び完全失業者数の割合）を年齢別に見ると、30歳から34歳の労働力率が低いM字型を示しており、結婚や出産を機にいったん仕事を離れ、子育てが一段落した後再就職する女性が多いことが分かります。

全国と比較すると、20歳以上（80歳未満）の各年齢層で本県の方が高くなっています。

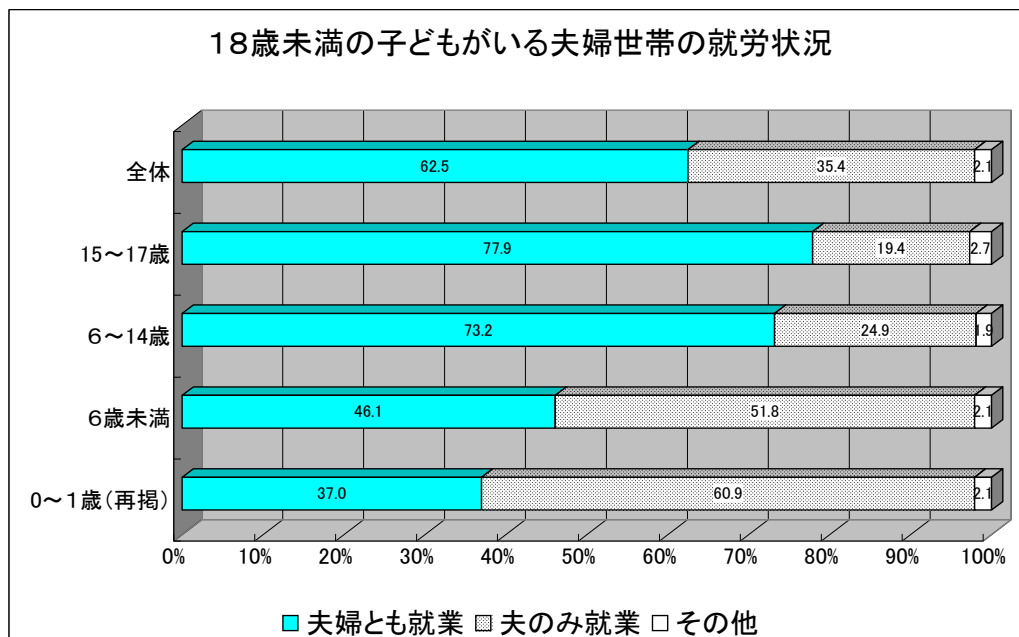


総務省「国勢調査」



⑤ 子どものいる世帯の共働きの状況

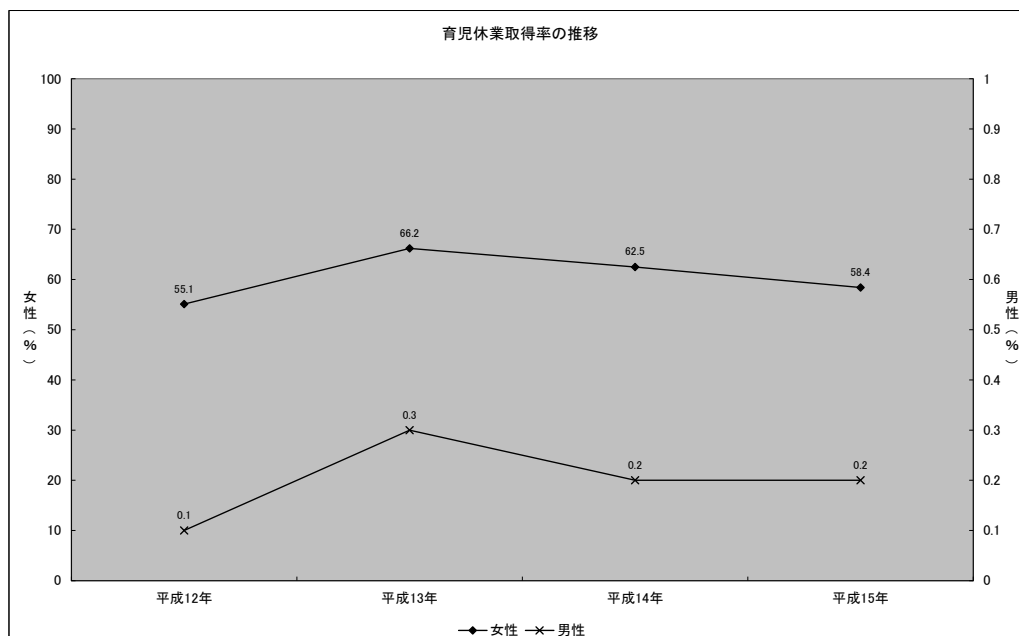
平成12年の国勢調査によると、18歳未満の子どもがいる世帯約20万2千世帯のうち、夫婦共働きの世帯は約12万7千世帯、62.5%となっています。共働き率を子どもの年齢で見ると、6歳未満の子どもがいる世帯では46.1%、6歳から14歳の子どもがいる世帯では73.2%に達し、子どもが小学校に入学すると母親の就労率が高くなるのが分かります。0歳から1歳の乳児がいる世帯では、37.0%と低くなっています。



総務省「国勢調査」

⑥ 育児休業の取得状況

平成15年の県内の育児休業の取得状況を県が調査を始めた平成12年と比較すると、女性において大きな伸びは見られず、男性においてはわずか0.2%にとどまっている状況です。



県労政グループ：労働条件等実態調査

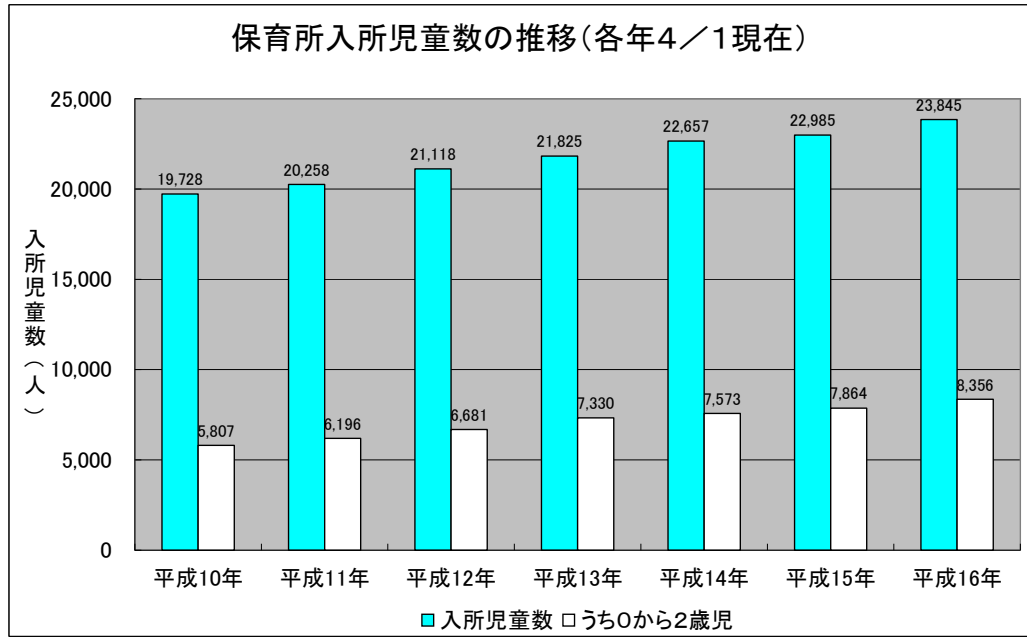
⑦ 保育所等の利用状況

保育所（認可保育施設）は、平成16年4月1日現在で84市町村に301か所設置されています。平成16年の入所児童数は23,845人と、平成10年の19,728人と比較して増加しています。しかし、保育所の入所を希望しても定員の関係等で希望する保育所に入所できない待機児童も、平成16年で304人と平成10年の180人に比較して大幅に増加しています。

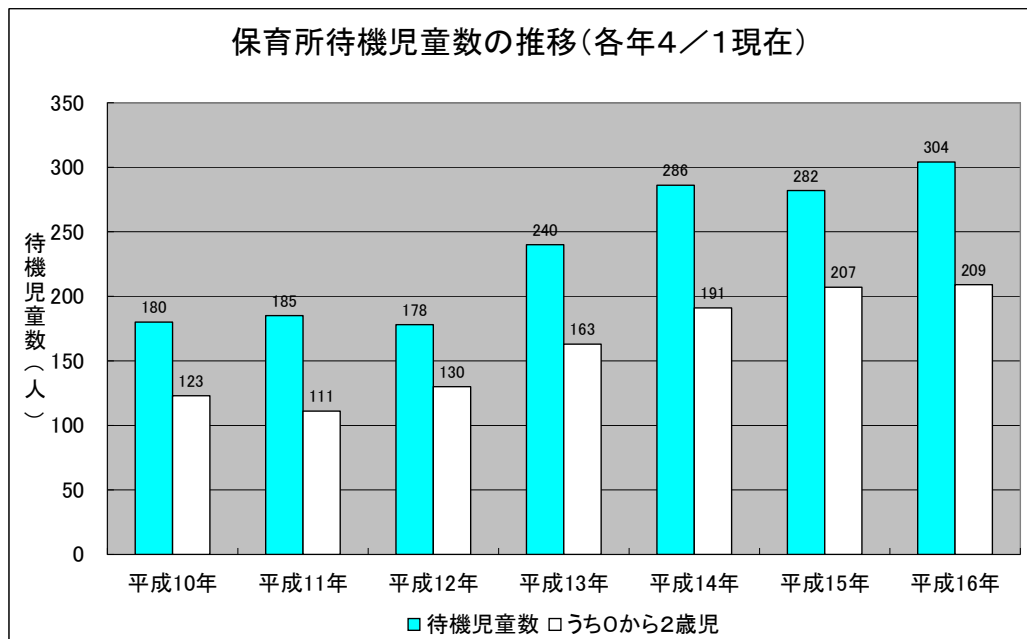
中でも低年齢児（0、1、2歳児）の入所児童数については、平成10年に5,807人、平成16年に8,356人、待機児童数については、平成10年に123人、平成16年に209人と、全体の児童数の中で大きな割合を占めています。

なお、待機児童数の増加傾向は、中通りを中心とした都市部で強くなっています。

（参考：郡山市（中核市）の平成16年4月1日現在の待機児童数 129人）

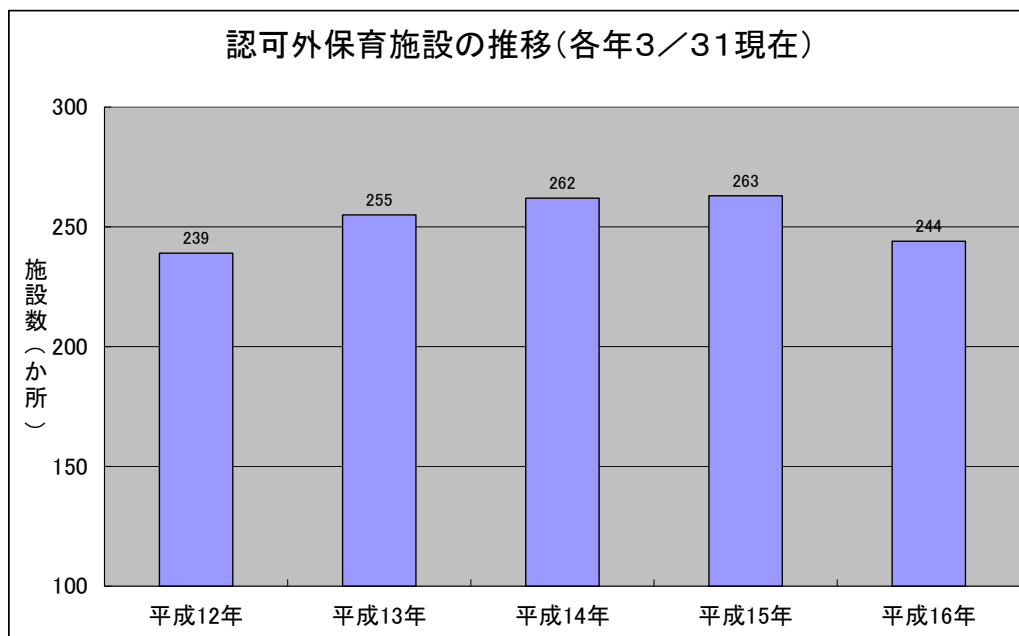


県子育て支援グループ：保育所現況調、厚生労働省報告

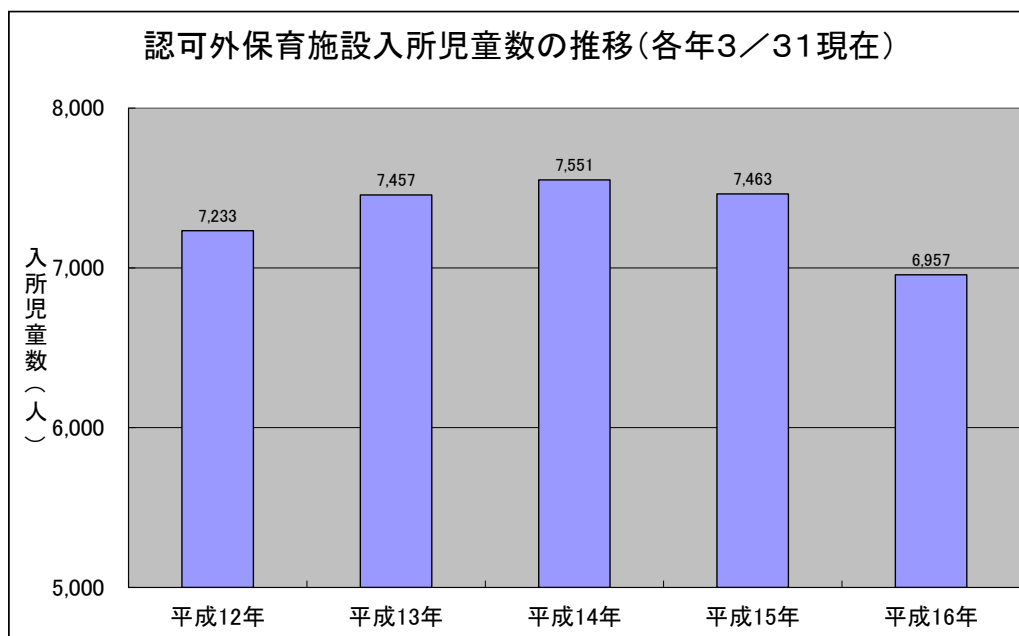


県子育て支援グループ：保育所現況調、厚生労働省報告

また、認可外保育施設については、施設数及び入所児童数は横這いからやや減少傾向にあります。認可保育所入所児童数と合わせた児童数全体の2割程度が入所しており、重要な役割を担っています。

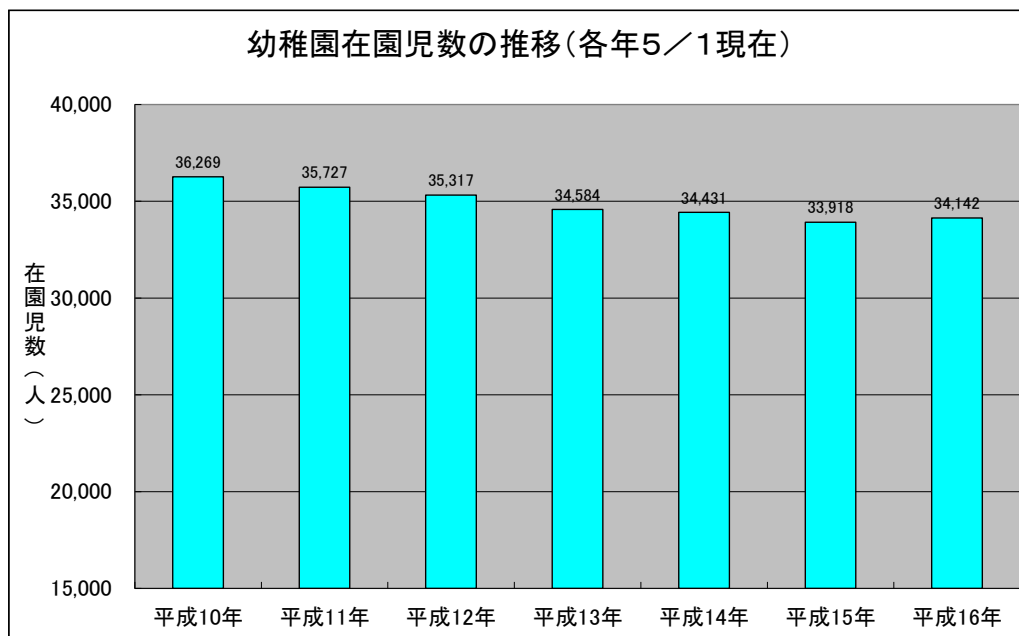


県子育て支援グループ：保育所現況調、厚生労働省報告



県子育て支援グループ：保育所現況調、厚生労働省報告

さらに、幼稚園については、平成16年5月1日現在で383園（平成10年400園）あり、施設数、在園児数ともに減少傾向にあります。小学校入学児童の約71%が幼稚園生活を経験しており、3歳以上の幼児の保育において重要な役割を果たしています。



県教育委員会：学校統計要覧

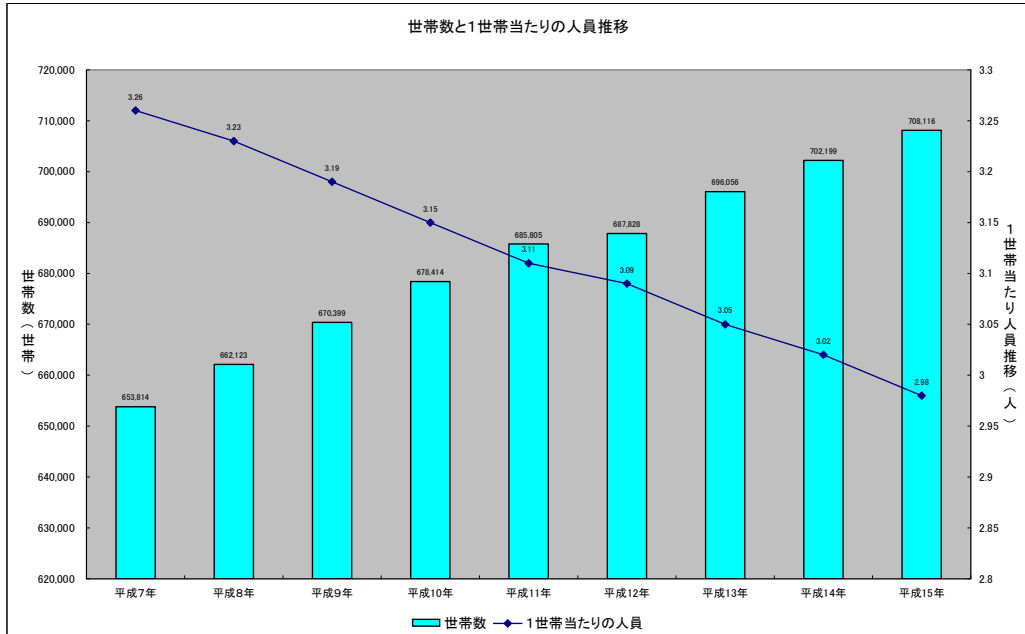
⑧ まとめ

女性は結婚や子育てを仕事と両立したいと考えているものの、独身でいる理由の中では両立の自信がない等の理由があげられており、実際にも結婚した後は、子育て時期に労働力率が低下するなど、結婚や子育てと仕事の両立が難しいことがうかがえます。こうしたことから、子育てと仕事の両立について支援していく必要があります。

(4) 子育ての負担感

① 世帯の状況

世帯数は年々増加していますが、1世帯当たりの人員は年々減少し、核家族化が進行しています。

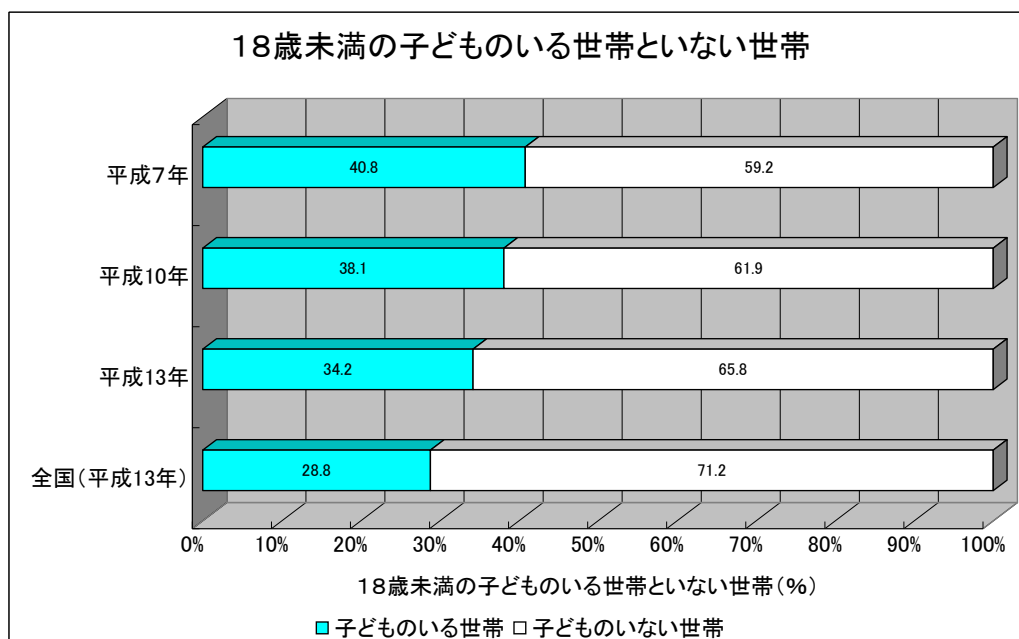


総務省「国勢調査」、県生活統計グループ：福島県の推計人口

② 子どものいる世帯の状況

18歳未満の子どものいる世帯は平成7年の40.8%から、平成13年には34.2%に減少し、1世帯の平均児童数も1.93人から1.81人に減少しています。

福島県は、全国と比べると3人以上の子どものいる世帯の割合は高い状況にありますが、近年は減少傾向にあり、一人っ子の世帯が増加する傾向にあります。



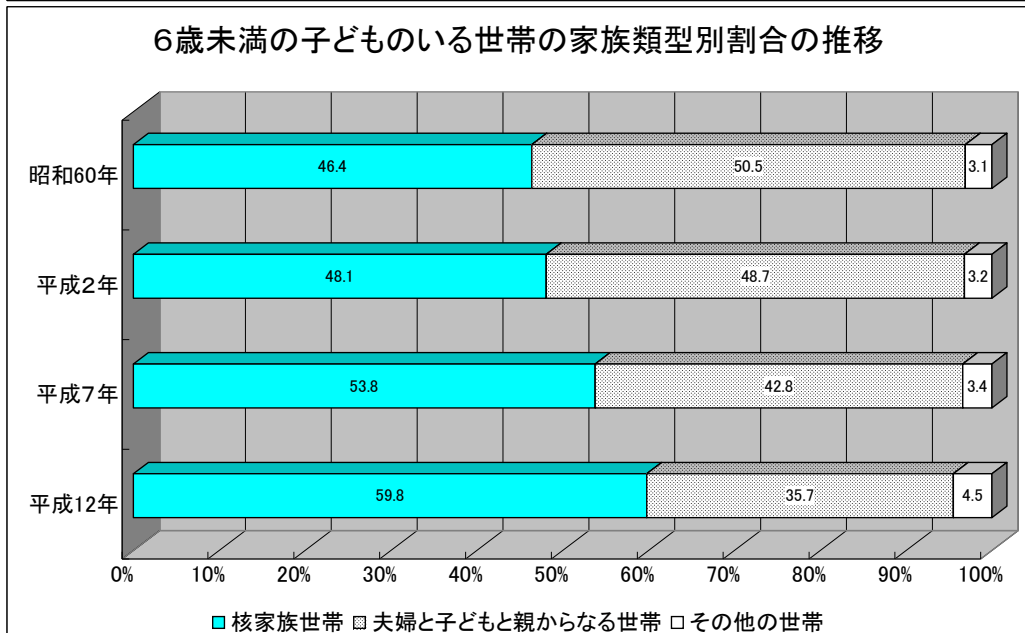
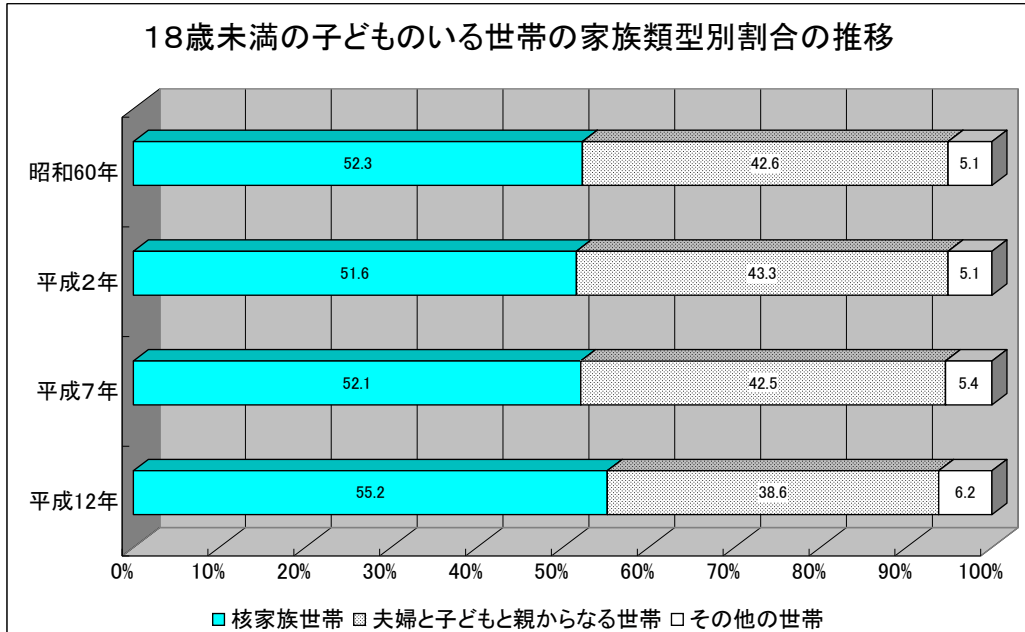
厚生労働省「国民生活基礎調査」

**児童(18歳未満の子ども)のいる世帯の児童数別割合**

	1人	2人	3人	4人以上	平均児童数
平成7年	33.3%	43.5%	20.0%	3.1%	1.93人
平成10年	36.2%	42.8%	18.5%	2.5%	1.88人
平成13年	39.8%	41.6%	16.6%	1.8%	1.81人
全国(平成13年)	42.4%	42.5%	13.3%	1.8%	1.75人

厚生労働省「国民生活基礎調査」

また、18歳未満の子どもがいる世帯の55.2%、6歳未満の子どもがいる世帯の59.8%が核家族世帯となっており、いずれも増加傾向にあり、子育てが孤立化してきていることがうかがえます。



総務省「国勢調査」、県生活統計グループ：福島県の推計人口

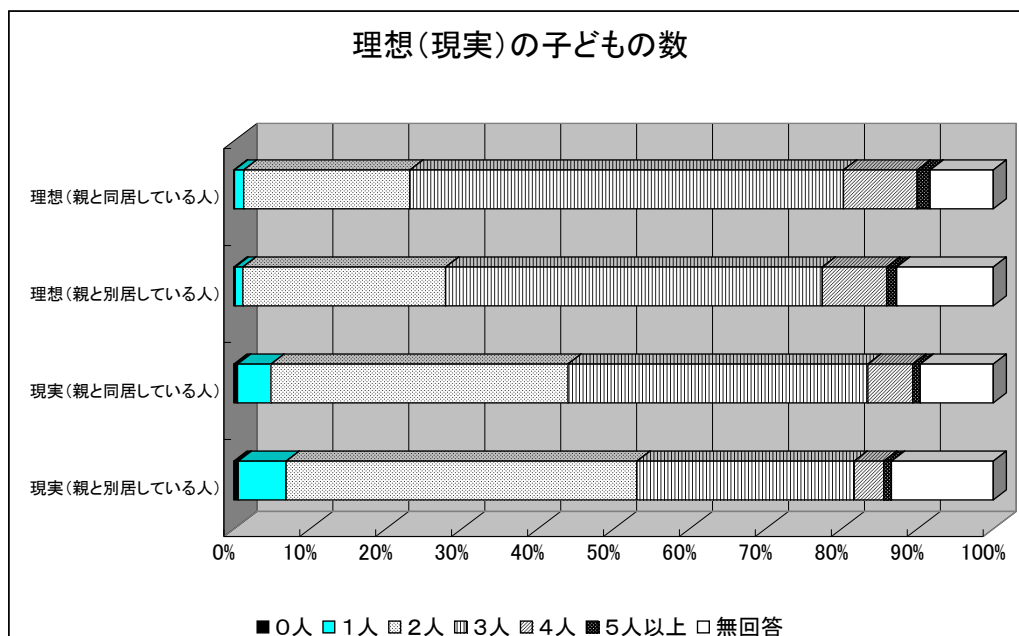


③ 親との同居等に関する意識

平成12年の国勢調査によると、福島県の三世同居率は20.10%（全国10.08%）で全国第6位となっています。また、平成13年の国民生活基礎調査によると、近住率（65歳以上の高齢者のうち、同一市町村内に子どもが住んでいる人の割合）は86.97%（全国82.33%）で全国第10位となっており、いずれも全国に比較して高い水準にあります。

県民意識調査で、親と同居している子どものいる家庭に、親と同居してよかったかと聞いたところ、よかった・どちらかというよかったという人が76.9%と高くなっています。具体的によかったことは、子どもの面倒をみってくれる、緊急時に子どもを預かってくれる、子どもの感受性が豊かになるなどとなっています。

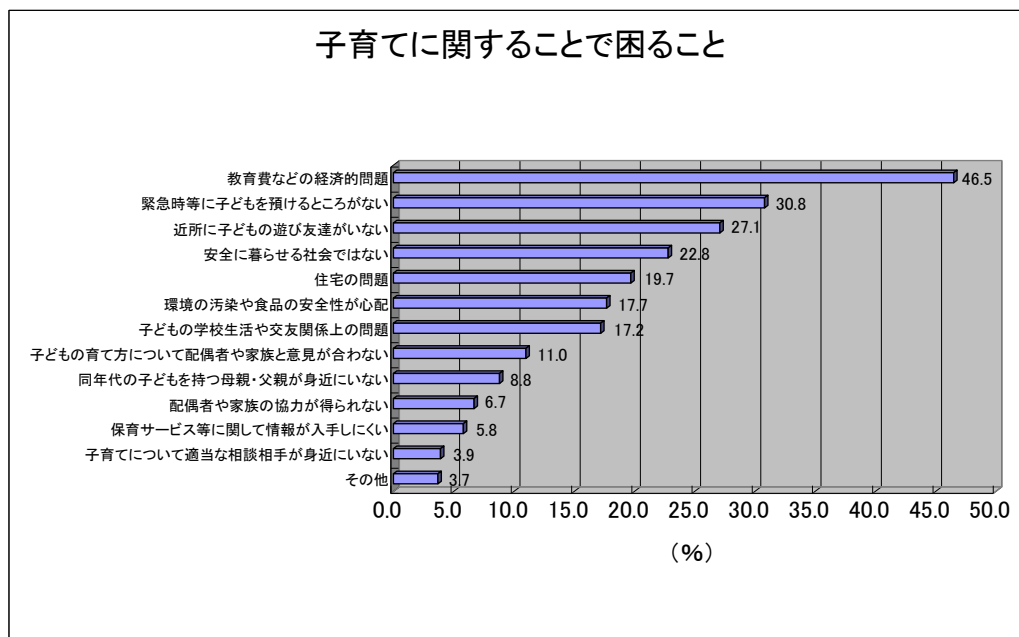
また、子どものいる人に理想の子どもの人数と現実にと考えている子どもの人数を聞いた結果は下記のとおりです。親と同居している夫婦の方が多くの子どもを持ちたいと考えていることが分かります。



県少子高齢社会対策グループ：県民意識調査（平成16年2月）

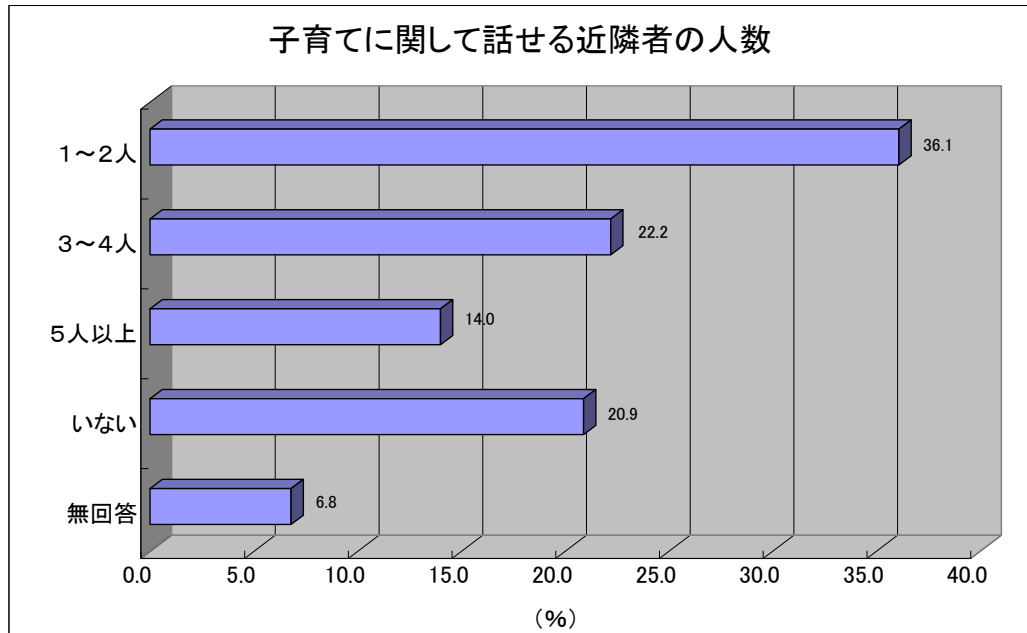
#### ④ 子育てに関する意識

県民意識調査で、子どものいる人に子育てに関することで困ることについて聞いた結果は下記のとおりです。経済的問題が最も多くなっていますが、次いで、緊急時に子どもを預ける場所がない、近所に子どもの遊び友達がいないなどが多くなっています。



県少子高齢社会対策グループ：県民意識調査（平成16年2月）

また、県民意識調査で、子どものいる人に近所に子どもや子育てについて話をする機会がある人が何人いるか聞いた結果は下記のとおりです。1～2人という人が最も多く、いないという人も20%を超えており、子育てについて話ができる近隣者はあまりいないことがわかります。



県少子高齢社会対策グループ：県民意識調査

④ まとめ

核家族化や都市化により子育ては孤立化しています。また、核家族世帯では、親と同居している世帯に比べて、多くの子どもを産み育てることにためらいがあることもうかがえます。こうしたことから、相談・情報提供体制の整備、緊急時等の子どもの預け先の確保、育児不安の解消など子育ての負担軽減を図っていく必要があります。

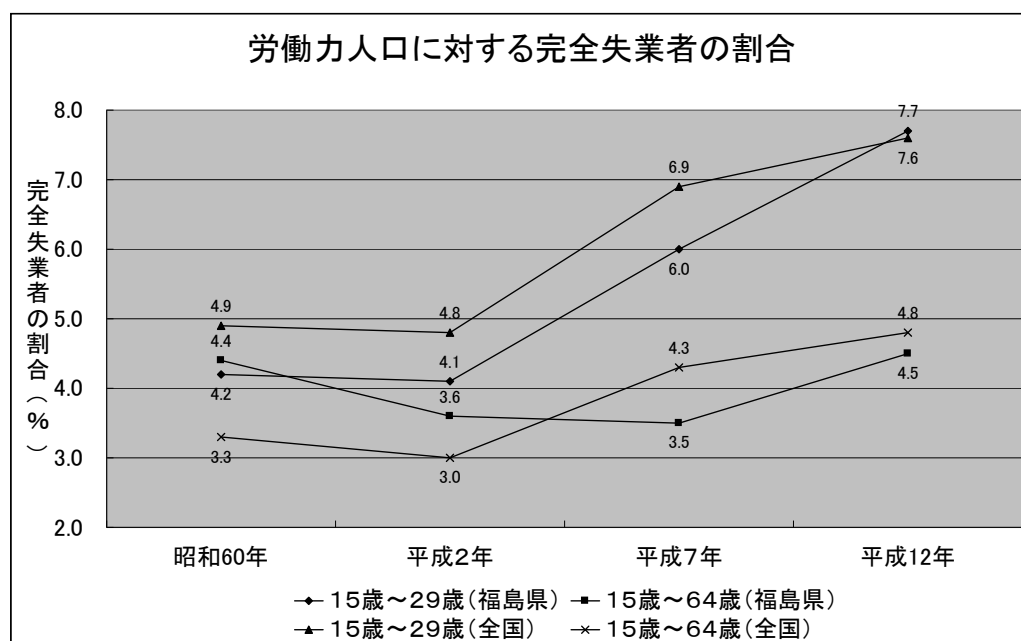
(5) 若者の経済力の低下

15歳～29歳の若者の労働力人口に占める完全失業者の割合は、平成2年以降生産年齢全体（15歳～64歳）を上回って推移しています。また、その伸びも生産年齢全体に比べて大きくなっているとともに、全国と比較しても大きくなっています。

さらに、平成12年の国勢調査によると、15歳～29歳の雇用者のうち臨時雇の割合は12.0%（全国15.6%）であり、全国よりは低いものの、生産年齢全体の10.8%（全国13.0%）より高くなっています。

こうしたことから、若年者の就業状況は安定しておらず、経済力も低下しているものと考えられます。

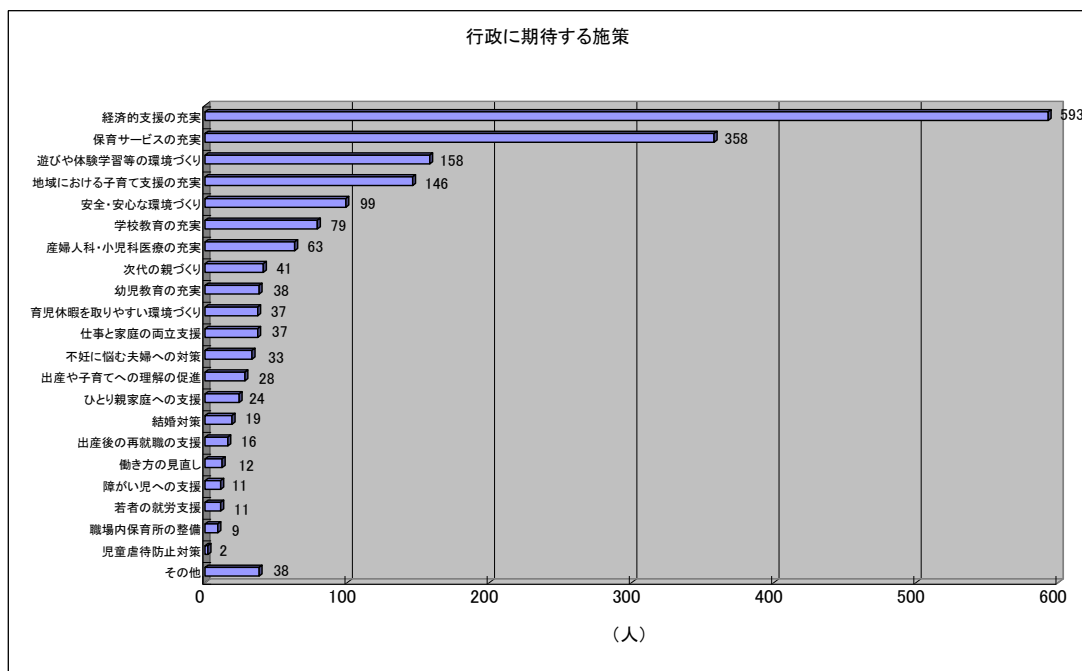
若年者が家庭を築き子どもを生み育てていく事ができるよう、安定した就労を支援していく必要があります。



総務省「国勢調査」

### 3 期待される行政施策

県民意識調査において、子育て環境の整備や少子化対策について国・県・市町村に期待する施策等を自由に記述してもらった結果は次のとおりです。経済的支援の充実、保育サービスの充実、遊びや体験学習の環境づくり、地域における子育て支援の充実、安全・安心な環境づくり、学校教育の充実、産婦人科・小児科医療の充実、次代の親づくり、幼児教育の充実、育児休暇を取りやすい環境づくり、仕事と家庭の両立支援、不妊に悩む夫婦への対策、出産や子育てへの理解の促進、ひとり親家庭への支援、結婚対策、出産後の再就職の支援、働き方の見直し、障がい児への支援、若者の就労支援、職場内保育所の整備、児童虐待防止対策、その他



県少子高齢社会対策グループ：県民意識調査

## 第3章 計画の理念、目標 及び基本方針

## I 計画の理念

### 社会全体での子育て・子育ての支援

かつては、子育ては、大家族の中で、さらには家族を越えて集落、地域社会全体で行われてきました。

しかし、現在の社会においては、核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化により、子育てが孤立化し、子育てに伴う不安や負担が大きくなっている状況にあります。

また、女性の社会進出が進み、結婚や子育てと仕事の両立が望まれています。現実には、子育ての負担が女性にかたよっているなど両立が困難な状況も見受けられます。

このように、現在の社会は、子育てしにくい社会になっており、少子化が急速に進行しているものと考えられます。

こうした中、本県は、合計特殊出生率が全国第2位となっているとともに、三世代同居率や近住率が高く、また、農家世帯比率等も高いなど、家族や近隣による助け合いが現在でも息づいており、比較的に子育てがしやすい環境にあると考えられますが、少子化の進行には歯止めがかからない状況にあり、緊急に少子化対策を推進することが求められています。

また、子どもは社会の宝であり、子どもが大切にされ、健やかに成長することは、社会全体の願いです。また、子どもを生み育てること、子どもが健やかに育つことは、活力ある豊かな未来の社会を築いていく次世代を育成することでもあります。

こうした意味で、安心して子育てができるとともに、子どもが健全に育つことができるよう、行政、企業をはじめ、地域の様々な団体、高齢者等様々な世代など社会全体で、新たな支え合いによる、子育て・子育てを支援していく体制づくりを進めることが重要です。

このため、「社会全体での子育て・子育ての支援」を少子化対策を進める本計画の理念とするとともに、県民をあげてこうした体制づくりを進めるため、“子育て支援を進める県民運動”を展開しながら、各施策を総合的に推進していきます。

## Ⅱ 計画の目標

前記の「社会全体での子育て・子育ての支援」の理念の下、子育てや子育てに夢と希望を持てる社会づくりを目指して、本計画を「うつくしま子ども夢プラン」と名付け、次の2点を基本的な目標として施策の展開を図ります。

### 1 安心して子どもを産み、育てることができる社会

現在の社会においては、結婚や子育てと仕事との両立の負担感、子育ての負担感、若者の経済力の低下など結婚をしたい人にそれをためらわせるような、あるいは夫婦が理想の人数の子どもを産み育てるのをためらわせるような様々な要因があります。

そこで、結婚し、子どもを産み育てたいと考えている人が、結婚や子育てと社会参加を両立させることができ、また、安心して子どもを産み健康に育てることができるような社会を目指します。

さらに、次代の親となるべき若年者が自立して家庭を築き子どもを生み育てることができる社会を目指します。

### 2 子どもが大切にされ、いきいきと育つことができる社会

現在の社会においては、子どもの健やかな成長をおびやかす児童虐待やいじめ、子どもに対する犯罪などが大きな社会問題となっています。また、離婚の増加によりひとり親家庭が増えるなど子どもを取り巻く環境は大きく変わってきています。

そこで、子ども自身の声を尊重し、あらゆる子どもが大切にされ、将来に夢と希望を持ち、健やかに成長することができる社会を目指します。



### Ⅲ 計画の基本方針

#### 1 親と子のための保健・医療体制の整備と健康づくり

安心して子どもを産み、健康に育てることを支援するとともに、育児に不安や悩みを持つ親に対する援助を行う必要があります。このため、安心して出産できる保健・医療体制及び小児医療体制の整備を進めるとともに、親と子の健康づくりに対する支援を進めます。

また、不妊に悩む夫婦のための対策を推進します。

#### 2 子育ての支援

核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化などに伴い、子育てが孤立化するとともに、共働き家庭の増加により、地域における子育て支援体制の整備が求められています。このため、安心して子育てができるよう相談・情報提供体制を整備するとともに、低年齢児保育や延長保育等の実施保育所の拡大など保育サービスの充実、子育てに関する団体や高齢者など地域における様々な社会資源による子育ての支援を図ります。

また、出産から子育て、さらには教育に要する費用への負担感が増大しているため、経済的負担の軽減を図ります。

さらに、住宅や居住環境、まちづくりなどにおいて、子育てしやすい生活環境の整備を図ります。

#### 3 子育てと社会参加の両立のための環境づくり

女性の社会進出が進み、結婚、子育てと仕事の両立を望み、共働き家庭が増加する一方で、固定的な性別役割分担意識は未だ社会に根強く残っており、女性にとっての家事や子育ての負担は重いものとなっています。このため、個人の価値観を尊重するのはもちろんですが、男女がともに子育てに関わっていく社会づくりを進めるとともに、子育てをしながら働き続けることのできる環境づくりのため、子育てに配慮した働き方の普及促進や職場における子育て支援の促進を図ります。

さらに、育児休業制度等の定着と充実を図るとともに、出産や子育てのためにいったん退職した人の再就職のための支援を進めます。

#### 4 子どもの健やかな成長のための環境づくり

子どもが健やかに、また、個性豊かに育つことができる環境づくりのため、学校及び地域における教育の充実を図るとともに、遊びや体験学習に係る環境整備を進めます。

また、子どもの人権に関する啓発を進めるとともに、子どもの声を尊重した子育て環境づくりを進めます。

さらに、子どもの健全育成を図るとともに、犯罪被害の防止や交通安全など子どもにとって安全で安心な地域づくりを進めます。

5 援助を必要とする子どもや家庭のための支援

障がいのある子どもや家庭での養育が困難となった子ども、ひとり親家庭など援助が必要な子どもや家庭への支援を進めます。

また、児童虐待の防止体制の整備を図るとともに、犯罪やいじめ、虐待等にあった子どもに対する支援等を進めます。

6 次代の親の育成

次代の親となるべき若者に対し、健康教育を行うとともに、家庭を築き子どもを生き育てることの意義について教育や啓発を図ります。

また、若者が自立して家庭を持てるようにするため、安定した就業に対する支援を進めます。

理 念

社会全体での子育て・子育ての支援

目 標

安心して子どもを産み、  
育てることのできる社会

子どもが大切にされ、  
いきいきと育つことができる社会

子育て支援を進める県民運動

基本方針

親と子のための保健・  
医療体制の整備と健康づくり

子育ての支援

子育てと社会参加の  
両立のための環境づくり

子どもの健やかな  
成長のための環境づくり

援助を必要とする  
子どもや家庭のための支援

次代の親の育成

## 第 4 章 基本的施策及び行動計画

# 施策体系

	ページ
I 親と子のための保健・医療体制の整備と健康づくり	37
1 安心して出産できる保健・医療体制及び小児医療体制の整備	38
(1) 安心して出産できる保健・医療体制及び小児医療体制の整備	38
2 不妊に悩む夫婦に対する支援	40
(1) 不妊に悩む夫婦に対する支援	40
3 親と子の健康づくりに対する支援	41
(1) 親と子の心と体の健康づくりに対する支援	41
(2) 食育の推進	42
II 子育ての支援	44
1 子育て等に関する相談・情報提供体制の整備	45
(1) 子育て等に関する相談・情報提供体制の整備	45
2 子育て家庭の経済的負担の軽減	47
(1) 子育て家庭の経済的負担の軽減	47
3 地域における支援	48
(1) 子育て支援環境づくりに関する啓発・調査等	48
(2) ファミリー・サポート・センターや子育てサークル等による子育て支援の推進	48
(3) 幼稚園、保育所等を拠点とした子育て支援の推進	49
(4) 高齢者による支援	49
4 保育サービスの充実	51
(1) 保育施設の整備の促進	51
(2) 低年齢児保育の拡大	51
(3) 延長保育等の多様な保育サービスの推進	51
(4) 認可外保育施設への支援	52
(5) 保育の質の向上	52
(6) イベント等における託児サービスの促進	52
5 子育てしやすい生活環境の整備	54
(1) 子育てしやすい居住環境の整備	54
(2) 安心して子育てができるまちづくりの推進	54

III	子育てと社会参加の両立のための環境づくり	56
1	男女共同参画による子育ての推進	57
	(1) 男女共同参画の推進	57
	(2) 男性の子育て参画の推進	57
2	子育てをしながら働き続けることのできる環境の整備	59
	(1) 子育てに配慮した働き方の普及促進	59
	(2) 職場における子育て支援の促進	60
	(3) 育児休業制度等の定着と充実	60
3	出産・子育てのために退職した人に対する就業支援の推進	62
	(1) 出産・子育てのために退職した人に対する就業支援の推進	62
IV	子どもの健やかな成長のための環境づくり	63
1	学校教育の充実	64
	(1) 信頼される学校づくりの推進	64
	(2) 個性を生かし、新たな時代に対応した教育の充実	64
	(3) 心の教育の充実	65
	(4) 健やかな体の育成	65
	(5) 幼児教育の充実	65
2	地域における教育等の充実	67
	(1) 家庭教育への支援	67
	(2) 子どもや青少年が健やかに育つことのできる環境づくりの推進	68
	(3) 遊びの環境の整備	68
	(4) 体験学習の推進	69
	(5) 問題を抱える子どもに対する支援体制の整備	70
3	放課後児童の健全育成の推進	72
	(1) 放課後児童の健全育成の推進	72
4	子どもの権利や意見が大切にされる環境づくりの推進	73
	(1) 子どもの人権に関する啓発	73
	(2) 子どもの声を生かした子育て環境づくりの推進	73
5	子どもにとって安全で安心な地域づくりの推進	74
	(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	74
	(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	74

V	援助を必要とする子どもや家庭のための支援	7 6
1	障がいを持った子どもや家庭に対する支援	7 7
	(1) 障がいを持った子どもやその保護者に対する支援	7 7
	(2) 障がい児保育の充実	7 8
	(3) 障がい児に対する教育的支援	7 8
2	ひとり親家庭等に対する支援	7 9
	(1) 家庭での養育が困難な子どもに対する支援	7 9
	(2) ひとり親家庭に対する支援	7 9
3	児童虐待の防止及び様々な被害にあった子どもに対する支援	8 1
	(1) 児童虐待の防止体制の整備	8 1
	(2) 被害にあった子どもに対する支援体制の整備及びその親に対する対応	8 1
VI	次代の親の育成	8 3
1	思春期における健康教育の推進	8 4
	(1) 思春期における健康教育の推進	8 4
2	家庭を築き子どもを生き育てるための環境づくりの推進	8 6
	(1) 家庭を築き子どもを生き育てることの意義に関する教育・啓発の推進	8 6
	(2) 若年者の就業に対する支援	8 6

I 親と子のための保健・  
医療体制の整備と健康づくり



## 1 安心して出産できる保健・医療体制及び小児医療体制の整備

### 現状と課題

周産期死亡率・乳児死亡率は以前と比べると改善されてきていますが、ここ数年は下げ止まりの傾向にあります。また、低出生体重児の出生割合も増加しており、さらに安心して出産できる保健・医療体制の整備を図る必要があります。

また、小児専門医師による診察が望まれている一方で、病院の小児科部門の縮小傾向が見られることから、小児医療体制の整備を推進していく必要があります。

さらに、健やかな出産のため、健康管理が必要な妊婦に対して正しい健康づくりや健康の維持、適切な栄養摂取について、適切な保健指導を行っていく必要があります。

### 施策の方向

既に構築した「総合周産期母子医療センター」、「地域周産期母子医療センター」、「周産期医療協力施設」からなる「総合周産期医療システム」について、関係機関の機能分担と相互の有機的連携を図るなど一層の整備充実を図ります。

また、初期救急から第3次救急までその症状に応じた小児救急医療体制の整備を推進します。

さらに、健康管理が必要な妊婦に対し、正しい健康づくり、健康の維持、適切な栄養摂取のために、妊娠から出産までの継続的な保健指導サービス体制の整備を図ります。

### 行動計画

※ ●は、今後5年間に重点的に取り組む施策です。

G（課）名は、平成17年4月1日時点において、主にその施策を所管している県のグループ（課）です。

#### (1) 安心して出産できる保健・医療体制及び小児医療体制の整備

- 有識者による「周産期医療協議会」において、地域の実情に応じた検討及び協議を行い、「周産期医療システム」の円滑な運用を図ります。（医療看護G）
- 「周産期医療システム」の確立のため、搬送システムについての調査研究を行います。（医療看護G）
- 周産期医療関係者に対して、周産期医療に必要な基礎的・専門的知識、技術習得のための研修を行います。（医療看護G）
- 「地域周産期母子医療センター」や「周産期医療協力施設」として周産期医療を担う医療機関に対し、運営経費の一部を助成します。（医療看護G）
- 新生児医療施設・設備の整備に対し、その一部を助成します。（医療看護G）
- 小児科専門医を配置して小児初期救急に対応している「休日夜間急患センター」の運営を支援します。（医療看護G）
- 病院群輪番方式により小児2次救急に対応している病院群の運営を支援しま

す。(医療看護G)

- 子どもの疾病についてのパンフレットを作成し、保護者への正しい情報の提供を図ります。(医療看護G)
- 小児科医師が不足している地域で医師の小児診療能力を高めるため研修を行い、小児初期救急体制の充実を図ります。(医療看護G)
- 小児医療のさらなる充実のため、小児医療確保方策について有識者等による検討を進めます。(医療看護G)
- 母子栄養、妊産婦の健康づくりのためのグループワーク等を行い、妊産婦の正しい食生活の普及や母乳育児等の推進を図ります。(子育て支援G)
- 妊婦の一般的な健康診査及びHBs (B型肝炎) 抗原検査、HCV (C型肝炎) やHIVの抗体価検査、また、そこで健康管理が必要と認められた妊婦についての保健指導の推進について、市町村と連携して取り組んでいきます。(子育て支援G)

#### 施策に関する指標

##### (1) 周産期死亡率 (医療看護G)

平成15年 5.3 → 平成21年 4.6以下  
(現在値) (目標値)

※ 1年間における出産数千人当たりの「妊娠満22週以後の死産数に、早期新生児死亡数を加えた数」の割合

##### (2) 乳児死亡率 (子育て支援G)

平成15年 3.5 → 平成21年 2.3以下  
(現在値) (目標値)

※ 1年間における出生数千人当たりの乳児死亡数(生後1年未満の死亡数)の割合

## 2 不妊に悩む夫婦に対する支援

### 現状と課題

不妊に悩む夫婦は6組に1組といわれ、子どもを持ってないかも知れないという不安を抱えている夫婦が多く、治療について適切な情報を得たり、不安や悩みを相談できる場が少ないため、身近な地域に相談機関を設置し、気軽に相談できるようにしていく必要があります。

また、不妊治療のうち特定不妊治療（体外受精や顕微受精）については、医療保険が適用にならず、また繰り返しの治療が必要なことから、医療費の負担が高額となるため、子どもを持つことを諦めざるを得ない夫婦も少なくない状況にあり、治療費に係る負担を軽減する必要があります。

### 施策の方向

不妊に悩む夫婦が気軽に相談できる窓口を設置し、必要に応じ専門的な相談を受けることができるよう支援します。

また、不妊治療に要する費用について、負担軽減を図ります。

### 行動計画

#### (1) 不妊に悩む夫婦に対する支援

- 不妊に悩む夫婦が適切な治療等を選択できるよう、各保健福祉事務所に総合相談窓口を設置するとともに、相談者のうち、高度・専門的な相談を必要とする場合、専門医師・臨床心理士による専門相談を受けることができるよう支援します。（子育て支援G）
- 県立医科大学産婦人科医師の助言を受けながら、電子メールによる相談への対応を図ります。（子育て支援G）
- 不妊相談にあたる保健師、助産師等を対象に専門研修を実施します。（子育て支援G）
- 体外受精、顕微受精による治療を受けた夫婦に対し、治療に要した費用の一部を助成します。（子育て支援G）

### 施策に関する指標

#### (1) 不妊治療費助成件数（子育て支援G）

平成16年度	194件	→	平成21年度	338件
	(現在値)			(目標値)

### 3 親と子の健康づくりに対する支援

#### 現状と課題

乳幼児の健康づくりのため、疾病や障がいを早期に発見し、早期の治療や療育等を行っていく必要があります。

また、子どもの心身の健全な発達や児童虐待の防止のため、育児不安や悩みを持つ親に対する相談や援助を行う必要があります。

また、子どもの不慮の事故の未然防止のため、予防の指導や啓発を行う必要があります。

さらに、健やかな出産・育児や子どもの心身の健全な育成のため、妊産婦の正しい健康づくり、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や健康な食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成を図る必要があります。

#### 施策の方向

乳幼児に対するマス・スクリーニング検査等を行い、疾病や障がいの早期発見に努め、適切なフォローの実施を図るとともに、低出生体重児や身体障がい、慢性疾患等を有する子どもに対する相談や支援を行います。

また、育児不安を持つ母親等に対する相談、指導の充実を図るとともに、必要に応じ家庭訪問による支援を行います。

さらに、乳幼児に対する正しい食生活の普及、健康な食習慣の定着を図り、また、児童・生徒には、学校給食等を通して正しい食生活や健康な食習慣について学ばせるとともに、「食」と「農」の関わりについて理解の促進を図ります。

#### 行動計画

##### (1) 親と子の心と体の健康づくりに対する支援

- 市町村が実施する1歳6か月児健診及び3歳児健診の充実と事後フォローの体制整備を図ります。(子育て支援G)
- 先天性代謝異常症、先天性甲状腺機能低下症及び先天性副腎過形成症の早期発見、早期治療を図るため、検査を実施します。(子育て支援G)
- 先天性の聴覚障がいを早期に発見し早期療育につなげるため、新生児に対する聴覚検査を実施します。(子育て支援G)
- 身体障がい児、未熟児、結核児童に対して必要な医療の給付を行います。(子育て支援G)
- 小児慢性特定疾患の治療研究により治療法の確立を推進するとともに、併せて患者家庭の医療費の負担の軽減や日常生活用具の給付を行います。(子育て支援G)
- 長期間にわたる療育が必要な低出生体重児や身体障がい児、慢性疾患等を有する子どもやその家族に対し、助言や相談、家庭訪問を行い適切な支援を行います。(子育て支援G)

- 乳幼児突然死症候群の予防策について普及啓発を行うとともに、母子保健関係者に本症の病態や予防方法等についての研修を行います。(子育て支援G)
- 妊産婦や乳幼児の健康づくり及び小児期からの生活習慣病予防のため、市町村における料理実習や運動実習による正しい食生活等の普及啓発を推進します。(子育て支援G)
- 誤飲、転落、転倒、やけど等の子どもの事故予防のため、市町村が実施する1歳6か月児、3歳児健診や健康相談、家庭訪問等の機会において指導を推進するとともに、県や市町村の広報誌などを利用し、予防についての啓発を推進します。(子育て支援G)
- 乳幼児健診などの場において、育児不安を持つ母親の不安や悩みに対する相談や、子どもの状況や親子関係などを把握するためのグループワーク等を行います。(子育て支援G)
- 育児不安を抱える母親同士が集まって悩みなどを話し合うグループミーティングを実施します。(子育て支援G)
- 市町村が、子育てに関して不安を抱える家庭に対して、保健師、助産師、保育士等の専門家や子育てOB、ヘルパーなどを派遣し、支援する「育児支援家庭訪問事業」の実施を推進します。(子育て支援G)

## (2) 食育の推進

- 母子栄養、妊産婦及び乳幼児の健康づくりのための実習を中心としたグループワーク等を行う市町村と連携し、妊産婦及び乳幼児の正しい食習慣の普及の推進を図ります。(子育て支援G)
- 市町村等が、乳幼児からの健康な食習慣の定着を図るため、乳幼児を持つ母親に対し、食事を「つくる」、「食べる」、「人と交流する」という体験的活動の機会を提供できるよう事業の推進を図ります。(子育て支援G)
- 高齢者による地域の伝統料理等に係る親子を対象とした料理教室や食事会を開催し、子どもとの交流及び文化の伝承を図ります。(少子高齢社会対策G)
- 学校教育全体における食に関する指導を充実させるとともに、食に関する情報について広報を行います。(学習生活指導G)
- 学校給食を安全で安心な美味しい「生きた教材」として活用し、子どもへの食に関する指導を行うとともに、親子料理教室の開催等も行いながら保護者にも子どもの食を考える機会の提供や正しい知識の伝達などを行います。(健康教育G)
- 保育所等の児童福祉施設や幼稚園、学校等の給食を提供している施設に対する巡回指導や講習会を通し、給食の提供にとどまらず、食育を推進していくことの必要性について啓発を行います。(健康増進G)
- 「食」と「農」の関わりについて理解促進を図るため、県内の農林水産物等に関する講座や生産者等との交流会などを実施するとともに、福島県の農林水産業に関する副読本を作成し県内小学校に配布します。(流通消費G)

## 施策に関する指標

- (1) 1歳6か月児健診の受診率（子育て支援G）  
平成15年度 94.80% → 平成21年度 100%  
（現在値） （目標値）
- (2) 3歳児健診の受診率（子育て支援G）  
平成15年度 92.56% → 平成21年度 100%  
（現在値） （目標値）
- (3) 乳幼児突然死症候群による死亡率（子育て支援G）  
平成15年 0.2 → 平成21年 0.1以下  
（現在値） （目標値）  
※ 1年間における人口10万人当たりの「乳幼児突然死症候群で死亡した数」の割合
- (4) 育児支援家庭訪問事業実施市町村率（子育て支援G）  
平成16年度 0% → 平成21年度 15%  
（現在値） （目標値）
- (5) 小中学校における「食に関する指導」実施率（健康教育G）  
平成15年度 82.6% → 平成21年度 100%  
（現在値） （目標値）

## Ⅱ 子育ての支援

## 1 子育て等に関する相談・情報提供体制の整備

### 現状と課題

核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化に伴い、育児不安が増大するとともに児童虐待が増加しています。学校においても、いじめや不登校などの問題が増加しています。こうした中、身近に相談できる相手や情報交換の場は減少していることから、子育て家庭の不安の軽減を図り安心して子育てができるようにするため、子育て等の不安や悩みについていつでも気軽に相談できる体制の整備及び子育てに関する情報を提供する体制の整備を図る必要があります。

### 施策の方向

子育てや学校生活に関する様々な不安や悩みについていつでも気軽に相談できるよう、関係機関が連携を図りながら、相談体制づくりを進めます。

また、子育てに関する各種資源やサービス内容について幅広く、きめ細かな情報提供ができる体制づくりを進めます。

### 行動計画

#### (1) 子育て等に関する相談・情報提供体制の整備

- 中央児童相談所に、誰でも気軽に相談できる専用ダイヤル及びホームページを設置し、医療・法律・福祉などの専門家チームの支援の下、祝日と年末年始を除く毎日、電話及び電子メールによる相談を実施します。(児童家庭G)
- 保健福祉事務所に「家庭児童相談室」を設置し、家庭における人間関係や児童の育成などについて相談指導を行います。相談員については、研修を開催して資質の向上を図ります。(児童家庭G)
- (主任)児童委員が児童福祉関係機関との連携を強化し、さらに指導力・活動力を発揮できるよう研修会を開催します。(子育て支援G)
- 電話相談窓口カードを作成し、児童本人に対する相談窓口などの情報提供を行います。(子育て支援G)
- 学校教育相談員を各教育事務所に配置し、教育、学校生活、家庭生活に関連した不安や悩みについて、電話(フリーダイヤル)による相談、学校や家庭を訪問しての教育相談を通して助言や支援を行うとともに、地域における教育相談のため移動教育相談室を実施します。(学習生活指導G)
- 養護教育センターと総合療育センターの連携を軸に関係機関が相互に連携し、障がいのある乳幼児の早期からの教育相談を実施します。(特別支援教育G)
- 子どもに関する保健、医療、相談機関、保育サービス、各種団体等の情報提供を広報誌やホームページ等を通じて積極的に行うとともに、利用しやすい情報の掲載や幅広く、最新の情報の提供に努めます。(少子高齢社会対策G、児童家庭G、子育て支援G)
- ホームページ上で、心に悩みやストレスを持った母親を始めあらゆる人が、子



育てに関する悩みや疑問を利用者相互に気軽に相談したり、情報提供できる会議室を設置・運営します。(少子高齢社会対策G)

施策に関する指標

- (1) 子育て支援等に関するホームページへのアクセス件数 (少子高齢社会対策G)  
平成15年度 116,126件 → 平成21年度 140,000件  
(現在値) (目標値)

## 2 子育て家庭の経済的負担の軽減

### 現状と課題

出産から子育て、さらには教育に要する費用については、負担感が増大しており、県民意識調査の中でも、妊娠や出産に対する経済的支援、子育て世帯への経済的支援、教育費用の軽減や奨学金制度の充実などの行政への期待は非常に高くなっています。

このため、子育て家庭の経済的負担の軽減について、支援策を充実していく必要があります。

### 施策の方向

乳幼児の医療費の負担軽減、教育費用の負担軽減などを図ります。

### 行動計画

#### (1) 子育て家庭の経済的負担の軽減

- 乳幼児期の子どもを持つ家庭の負担を軽減するため、乳幼児の入院及び通院にかかる医療費に対し助成します。(子育て支援G)
- 心身ともに健全な子どもの出生と育成を図るため、身体に障がいのある児童、結核児童、妊娠中毒症等の妊婦及び未熟児に対し必要な医療給付等を行います。(子育て支援G)
- 小学3年生までの子どもを養育している人に対し、児童手当を支給します。(子育て支援G)
- 同一世帯から同時に二人以上の園児が私立幼稚園に在園している場合の負担を軽減するため、2人目以降の保育料の軽減を実施する学校法人等に対する助成を行います。(私立学校G)
- 高等学校や大学へ進学する生徒に対する奨学資金や、働きながら定時制・通信制高等学校に通学する生徒に対する修学資金の貸付けを行います。(奨学助成G、私立学校G)
- 高等学校に通学する生徒の保護者の負担を軽減するため、低所得世帯の授業料の減免を行うとともに、同様の取組みを行う私立学校に対し助成を行います。(免許財務G、私立学校G)
- 関東方面の大学に進学する生徒に対して低額で住居を提供する(財)福島県学生寮の運営に対する助成を行います。(奨学助成G)

### 3 地域における支援

#### 現状と課題

かつては、子育ては祖父母世代以上を含む大家族で、さらには家族を越えて地域全体で行われてきました。しかし、核家族化の進行、地域社会の連帯感の希薄化などにより、子育ては孤立化し、育児に対する不安や負担感などが増大しています。

福島県は、全国の中では3世代同居率や近住率も比較的高い状況にありますが、核家族化は確実に進行しています。

こうした中で、安心して子育てをしていくためには、若者から高齢者、ボランティア団体やNPOなど多くの人たちや地域活動団体が連携・協力しながら、地域社会全体で子育てを支援していく必要があります。

#### 施策の方向

地域社会全体で子育てを支援していく環境づくりを進めるため、啓発を行うとともに、子育て支援に関するニーズや子育て支援のあり方について、関係機関と連携を図りながら調査等を進め、新たな施策への反映について検討を進めます。

また、地域社会全体で子育てを支えていくためには、NPOやボランティアなど様々な地域活動団体等の地域資源の力を活用していく必要があり、これらの団体が行う社会におけるあらゆる子育て支援活動の推進を図るとともに、これらの活動を支援します。

また、幼稚園や保育所を地域の拠点とした子育て支援を積極的に進めます。

さらに、高齢者の知恵や経験を生かした子育て支援を積極的に進めます。

#### 行動計画

##### (1) 子育て支援環境づくりに関する啓発・調査等

- 「子育ての日」及び「子育て週間」を設定し、優れた子育て支援活動に対し表彰を行うなど、地域における子育て支援について集中的に啓発を行います。(少子高齢社会対策G)
- 「福島県子育て・子育て環境づくり推進会議」を運営し、広く県民の意見を聴き、施策に反映させていきます。(少子高齢社会対策G)
- 子育てに関する県民ニーズの把握に努めるとともに、県内外で実践されている子育て支援の情報を収集し、施策に反映させていきます。(少子高齢社会対策G)
- NPOやボランティアからの施策提案などについて検討し、積極的に施策に反映させていきます。(少子高齢社会対策G)

##### (2) ファミリー・サポート・センターや子育てサークル等による子育て支援の推進

- 市町村におけるファミリー・サポート・センターの設置を促進します。(子育て支援G)
- 子育てNPO等によるファミリー・サポート・センターの立ち上げや運営を支

援することにより、設置を促進します。(子育て支援G)

- ファミリー・サポート・センターにおけるコーディネーターの交流や研修等を行い、ファミリー・サポート事業の充実を図ります。(少子高齢社対策G)
- 市町村と協力・連携して子育て支援を行うボランティアやファミリー・サポート・センターの提供会員の育成を図るため、「地域子育て支援ボランティア育成講座」を行います。(子育て支援G)
- 市町村が、出産後間もない母親に対し、子育てOB等を派遣して相談や支援を行う「育児支援家庭訪問事業」の実施を推進します。(子育て支援G)
- 「子育てサポーター」を養成し、子育て不安や育児に悩む母親へのサポート体制を作ります。また、「子育てサポーター」の養成に当たって、次代の親となるべき中・高校生も対象とします。(社会教育G)
- 子育てサークルについての情報収集・提供を行うとともに、交流会などを実施し、活動の充実を図るとともに、ネットワーク化の促進等による機能強化を図っていきます。(少子高齢社会対策G)
- つどいの広場の設置を促進し、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図るとともに、子育てへの楽しさ、喜びを感じるような子育て環境を整備します。(子育て支援G)
- ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるため、広報・啓発を行います。また、市町村ボランティアセンターの整備を促進し機能の充実を支援するとともに、県ボランティアセンターを核とするボランティアネットワークの整備の促進を図ります。(地域福祉G)

### (3) 幼稚園、保育所等を拠点とした子育て支援の推進

- 幼稚園の施設や機能を地域に積極的に開放し、地域の幼児教育センターとして子育て支援活動を推進するとともに、同様の取組みを行う私立幼稚園に対し助成を行います。(学習生活指導G、私立学校G)
- 保育所における世代間交流や異年齢児の交流、育児講座などを促進します。(子育て支援G)
- 保育所等への地域子育て支援センターの設置を進め、その専門機能を生かした育児相談や子育てサークルへの支援を行います。(子育て支援G)
- 国の補助の対象とならない地域子育て支援センターを県単独で支援することにより設置を促進します。(子育て支援G)

### (4) 高齢者による支援

- 高齢者による子どもの一時預かり事業の実施を進めます。(少子高齢社会対策G)
- 高齢者による知恵や経験を生かした子育てサークル等の活動への支援を進めます。(少子高齢社会対策G)
- 高齢者によるイベント時の託児サービスを進めます。(少子高齢社会対策G)
- 高齢者による放課後児童クラブ等での昔遊びや昔話等を通した子どもとの交流

及び文化の伝承を図ります。(少子高齢社会対策G)

施策に関する指標

- (1) 市町村におけるファミリー・サポート・センターの設置数(累計)  
(子育て支援G)  
平成15年度 2か所 → 平成21年度 11か所  
(現在値) (目標値)
- (2) 民立民営によるファミリー・サポート・センターに対する助成団体数(累計)  
(子育て支援G)  
平成15年度 0か所 → 平成21年度 6か所  
(現在値) (目標値)
- (3) 子育てサポーター養成研修会受講者総数(社会教育G)  
平成15年度 379名(うち中高生 149名)  
(現在値)  
→ 平成21年度 900名(うち中高生 450名)  
(目標値)
- (4) つどいの広場の設置箇所数(累計)(子育て支援G)  
平成16年度 0か所 → 平成21年度 23か所  
(現在値) (目標値)
- (5) 保育所地域活動事業実施保育所率(子育て支援G)  
平成15年度 53.4% → 平成21年度 63.7%  
(現在値) (目標値)
- (6) 地域子育て支援センター設置数(子育て支援G)  
平成15年度 45か所 → 平成21年度 100か所  
(現在値) (目標値)
- (7) 高齢者の地域子ども預かり事業実施箇所数(少子高齢社会対策G)  
平成16年度 0か所 → 平成21年度 15か所  
(現在値) (目標値)

## 4 保育サービスの充実

### 現状と課題

人口が減少し、さらに年少人口割合が減少している中において、核家族化の進行や共働き家庭の増加により、保育所の入所児童数は増加傾向にあり、特にここ数年は急増しています。入所定員も拡大していますが、市部を中心に待機児童が発生している状況にあり、保育を必要とする児童が全て保育所に入所できる体制の整備を図る必要があります。特に、待機児童のうち、低年齢児（0、1、2歳児）の占める割合が大きく、今後もニーズが高まることが予想されます。

また、保育ニーズも多様化しており、様々な地域ニーズに応じて各種保育施策を推進していく必要があります。

また、認可外保育施設も、認可保育所入所児童数と合わせた児童数全体の2割程度が入所しており、重要な役割を果たしていることから、充実を図っていく必要があります。

さらに、子どもの処遇の向上のため、より質の高い保育サービスを提供していく必要があります。

### 施策の方向

保育所の整備を促進するなどして保育所入所定員数を拡充し、待機児童の解消を図ります。

また、多様な保育ニーズに応えるため、低年齢児保育の拡大を図るとともに、延長保育、休日保育、一時保育等様々な保育施策について、地域の状況に合わせて一層の充実を図ります。

また、認可外保育施設への支援を推進します。

さらに、質の高い保育サービスの提供のため、人材の確保や養成を図るとともに、保育サービスの評価についても検討していきます。

### 行動計画

#### (1) 保育施設の整備の促進

- 待機児童の解消のため、保育所の整備を促進するなどして保育所入所定員を増加させるとともに、児童の処遇向上のための老朽化している保育施設の改築等や、多様な保育ニーズに対応するための整備を支援します。（子育て支援G）

#### (2) 低年齢児保育の拡大

- 産休明けの乳児を年度途中から受け入れることのできる体制の確保を推進し、保育所における低年齢児の受入れの拡大を積極的に進めます。（子育て支援G）

#### (3) 延長保育等の多様な保育サービスの推進

- 保護者の多様化する就労形態等に対応するため、延長保育を促進します。（子

育て支援G)

- 日曜や祝日等の休日保育について、ニーズに応じて促進します。(子育て支援G)
- 山間地等に所在するへき地保育所や、農繁期等に開所する季節保育所に対して支援を行います。(子育て支援G)
- 保護者の急な疾病やパート就労などに対応し、一時的に子どもを預かる一時保育を促進します。(子育て支援G)
- 毎日の保育所利用までは至らないが一定程度の保育サービスが必要となる子どもについて、保護者が柔軟に利用できる特定保育を促進します。(子育て支援G)
- 病気の回復期にあり通常の保育所での保育が困難な子どもの保育を行う乳幼児健康支援一時預かり事業の実施を促進します。(子育て支援G)
- 幼稚園において、地域の実情や保護者の要請を考慮し、幼児の心身の負担に配慮した預かり保育を実施するとともに、同様の取組みを行う私立幼稚園に対し助成を行います。(学習生活指導G、私立学校G)

#### (4) 認可外保育施設への支援

- 認可外保育施設の入所児童の処遇の向上及び低年齢児保育等の促進を図るため、市町村と併せて認可外保育施設の運営に対する助成を行います。(子育て支援G)
- 認可外保育施設に入所している子どもの安全確保や処遇向上を図るため、必要な指導や保育従事者への研修会を実施するとともに、健康診断の実施や保育用品等の購入に対する助成を拡充します。(子育て支援G)

#### (5) 保育の質の向上

- 保育内容や質の向上を図るため、保育士に対する研修等を実施します。(指導監査G、子育て支援G)
- 保育の質を担保するため、第三者の評価を始めとする保育サービスの評価の導入について検討します。(子育て支援G)

#### (6) イベント等における託児サービスの促進

- 乳幼児連れでも社会参加がしやすい環境を整えるため、市町村や各種団体、企業等に対して、イベント等の開催に当たっては託児サービスを実施するよう啓発を行います。(少子高齢社会対策G)

### 施策に関する指標

#### (1) 保育所入所定員数 (子育て支援G)

平成16年度 24,627人 → 平成21年度 27,700人  
(現在値) (目標値)

#### (2) 乳児保育実施施設率 (子育て支援G)

平成15年度 64.4% → 平成21年度 93.8%  
(現在値) (目標値)

(3) 延長保育実施施設率 (子育て支援G)

平成15年度 46.9% → 平成21年度 70%  
(現在値) (目標値)

(4) 休日保育実施施設数 (子育て支援G)

平成15年度 4か所 → 平成21年度 26か所  
(現在値) (目標値)

(5) 一時保育実施施設率 (子育て支援G)

平成15年度 18.2% → 平成21年度 50%  
(現在値) (目標値)

(6) 特定保育実施施設数 (子育て支援G)

平成15年度 0か所 → 平成21年度 10か所  
(現在値) (目標値)

(7) 乳幼児健康支援一時預かり実施市町村の割合 (子育て支援G)

平成15年度 5.6% → 平成21年度 11.1%  
(現在値) (目標値)

(8) 地域保育施設 (認可外保育施設) 助成事業実施率 (子育て支援G)

平成15年度 41.6% → 平成21年度 70%  
(現在値) (目標値)

(9) 私立幼稚園における預かり保育実施率 (私立学校G)

平成16年度 学校法人立 84% → 平成21年度 95%  
(現在値) 学校法人立以外 55% (目標値)



## 5 子育てしやすい生活環境の整備

### 現状と課題

安心して子どもを生み育てるためには、子育てしやすい居住環境が必要です。県民意識調査によると、子育て家庭に聞いた重要な住宅の要素は、十分な居住スペースや安価な住宅コスト、遮音性、十分な敷地などとされていますが、住宅の広さや部屋数、住宅コストなどについてあまり満足していない状況がうかがえます。こうしたことから良質な住宅の適正な価格での供給を図る必要があります。

また、安心して子育てができるまちづくりも重要です。県民意識調査によると、子育て家庭から、歩道が狭かったりなかったりして交通事故が心配、おむつ替えや授乳コーナーの設備が少ない、乳児といっしょに入れるトイレが少ない、階段などでベビーカーが使えないところが多いなどの声があり、安心して子どもを連れて出かけることのできるまちづくりを進める必要があります。

### 施策の方向

県営住宅の建替や改修等によりファミリー世帯向けの良質な住宅の提供を進めるとともに、現入居制度に加え、子育て世帯については入居要件を一部緩和するなど、子育てに配慮した制度の整備をさらに検討します。

また、県営住宅の集会施設等を活用した「住宅団地一体型子育て支援施設」の整備について、地域の需要を見ながら進めます。

さらに、「人にやさしいまちづくり条例」を見直し、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを進めるとともに、歩道の段差の解消、公共交通機関におけるユニバーサルデザインの推進、公共施設における段差の解消や多機能トイレ、授乳スペース等の整備を図ります。

### 行動計画

#### (1) 子育てしやすい居住環境の整備

- 県営住宅の建替や改修等により、ファミリー世帯向けの良質な住宅の整備を図ります。(建築指導G)
- 県営住宅における多子世帯や母子世帯の優先入居に加え、三世帯同居世帯の優先入居や二世帯分スペース使用などの検討を進め、子育て家庭の住環境の充実を図ります。(建築住宅企画G)
- 地域の需要に基づき、「住宅団地一体型子育て支援施設」の整備を進めます。(建築住宅企画G)

#### (2) 安心して子育てができるまちづくりの推進

- 「人にやさしいまちづくり条例」を見直し、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりのさらなる推進を図ります。また、条例の推進のため、公益的施設の施設整備等に対し、補助や低利融資事業を実施します。(少子高齢社会対

策G)

- 妊婦、子ども及び子ども連れの人が安心して利用できる施設等について、マップなどにより情報提供を行います。(少子高齢社会対策G)
- 全ての人々が使用可能なエレベーターやエスカレーター等鉄道駅構内での移動の円滑化を促進する設備の設置に対して助成を行います。(生活交通G)
- 子ども連れの人や妊婦等の移動の利便性及び安全性の向上を図るため、低床バス(ワンステップバス、ノンステップバス)の導入に対して助成を行います。(生活交通G)
- 公共施設、福祉施設、駅など人の多く集まる場所の周辺や小学校等の通学路を中心に、歩道の整備や拡幅、段差の改善等の整備を進めます。(道路環境G)
- 既存の県有施設について、人にやさしいまちづくり条例の基準に適合するよう、自動ドア、多機能トイレ、昇降機、ベビーチェア、授乳スペース等の整備や段差の解消のためのスロープの設置などを進めます。(営繕G)

施策に関する指標

- (1) バリアフリー化施設整備が完了した鉄道駅の数(累計)(生活交通G)  
平成16年度 0駅 → 平成21年度 5駅  
(現在値) (目標値)
- (2) 乗合バス会社における低床バスの導入率(生活交通G)  
平成16年度 5.9% → 平成21年度 17.6%  
(現在値) (目標値)
- (3) やさしい道づくり推進事業により整備を図った歩道延長(道路環境G)  
平成16年度 210.3km → 平成21年度 416.0km  
(現在値) (目標値)
- (4) 「やさしさマーク」を取得した既存県有建築物数(累計)(営繕G)  
平成15年度 35棟 → 平成21年度 64棟  
(現在値) (目標値)
- (5) 「人にやさしいまちづくり条例」に基づき整備された公益的施設の整備数(累計)  
(少子高齢社会対策G)  
平成15年度 3,305件 → 平成21年度 5,600件  
(現在値) (目標値)

### Ⅲ 子育てと社会参加の 両立のための環境づくり

## 1 男女共同参画による子育ての推進

### 現状と課題

女性の社会進出が進み、共働き家庭は増加していますが、結婚、子育て期においては、女性の労働力率は低下する傾向にあります。また、固定的な性別役割分担意識は、社会に未だ根強く残っており、家事や育児などの多くを女性が担っている状況にあります。特に共働き家庭においては、女性が仕事とともに家事や育児も担う状況であり、負担が重いものとなっています。

こうしたことから、個人の価値観を尊重するのはもちろんですが、男女がともに仕事と育児を両立できる男女共同参画型の社会システムの構築を図る必要があります。

### 施策の方向

家庭や地域社会における男女共同参画及び男性の子育て参画を進めるための意識啓発を図るとともに、男性、女性それぞれが生活面でも経済面でも自立し、社会活動等に参加できるよう支援を行います。

### 行動計画

#### (1) 男女共同参画の推進

- 県男女共生センターにおいて各種講座を実施し、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図ります。(人権男女共生G)
- 地域において男女共同参画を進めるためのワークショップを開催します。(人権男女共生G)
- 男女共同参画に関する副読本の活用など、人権尊重に基づいた男女平等教育を推進します。(人権男女共生G、学習生活指導G)

#### (2) 男性の子育て参画の推進

- 「子育ての日」及び「子育て週間」を設定し、男性の子育て参画について集中的に啓発を図ります。(少子高齢社会対策G)
- 育児・家事への男性参加に関する事例を募集するなどして、啓発を図ります。(人権男女共生G、少子高齢社会対策G)
- ポジティブ・アクションの取組みも含め、男女がともに仕事と育児を両立できる職場環境整備について先進的な取組みを行っている企業を認証するとともに、特に優れた取組みを行っている企業を表彰します。(労政G)

※ ポジティブ・アクション： 採用や管理職登用などで男女間に事実上の格差がある場合に、これを解消するために設けられる一定枠の暫定的な特別措置

- 県男女共生センターにおいて、講演会や各種イベント、各種掲示などにより、男性の子育て参画推進のための啓発や関係団体同士のネットワーク化の推進を図ります。(人権男女共生G)

- 「地域や職場における子育て支援講座」を開催し、男性の子育て参画の推進のため、子育てや子どもの育成について男女がともに一層理解を深めるよう啓発を図ります。(青少年G)

施策に関する指標

- (1) 男女共生センターにおける男女共同参画に関する講座の受講者数(累計)  
(人権男女共生G)  
平成16年度 1,260人 → 平成21年度 3,240人  
(現在値) (目標値)  
※現行のふくしま男女共同参画プランをベースにした数値で、平成17年度に同プランの見直しを予定している。
- (2) 市町村における男女共同参画計画の策定率(人権男女共生G)  
平成16年度 22.2% → 平成21年度 62%  
(現在値) (目標値)  
※現行のふくしま男女共同参画プランをベースにした数値で、平成17年度に同プランの見直しを予定している。
- (3) ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合(労政G)  
平成15年度 2.7% → 平成21年度 20%  
(現在値) (目標値)
- (4) 「地域や職場で行う子育て支援講座」参加者数(累計)(青少年G)  
平成15年度 24,207人 → 平成21年度 68,000人  
(現在値) (目標値)

## 2 子育てをしながら働き続けることのできる環境の整備

### 現状と課題

県民意識調査によると、結婚しても仕事を継続したいという女性が多いことがわかります。しかし、女性の就業状況を年齢別にみると、20代前半を山に下がり始め、30代前半を谷にしてまた40代にかけて上がっていくM字型曲線を描いており、子育て期には就労を継続することが難しいことがうかがえます。

また、子育て期と重なる30代の男性労働者の労働時間の状況をみると、5人に1人が週に60時間以上の長時間労働をしており、男性が子育てと仕事のバランスを取りにくい状況が分かります。

さらに、育児休業制度は平成7年4月から義務化され、全事業所に適用されていますが、福島県労働条件等実態調査によると、平成15年7月末現在で育児休業制度を就業規則等に定めている企業は86.8%であり、特に従業員100人未満の企業では77.5%にとどまっています。また、出産した人又はその配偶者の育児休業取得率を同調査でみると、女性は58.4%と平成11年7月の55.1%から大きな変化はなく、男性については、0.2%にとどまっています。

こうしたことから、女性が希望どおりに結婚・子育てをしながら働き続けることのできる環境を整備するため、保育や地域における子育て支援の充実はもちろんですが、男性も含めた働き方の見直しや職場における子育て支援の充実を図るとともに、育児休業について、労使双方への制度の周知及び企業の積極的な取組みや育児休業を取りやすい雰囲気づくり等について普及啓発を図る必要があります。

### 施策の方向

子育てに配慮した働き方の普及のため、企業における柔軟な勤務形態や働き方の見直し、家庭と仕事を両立しやすい就労形態について啓発を行います。

また、職場における子育て支援を推進するため、啓発を行うとともに子育て支援に積極的な企業を支援します。

さらに、育児休業制度について、パンフレットやホームページ等を活用して一層定着するよう周知を図るとともに、育児休業取得者に対する経済的支援を図ります。

### 行動計画

#### (1) 子育てに配慮した働き方の普及促進

- 育児・介護休業法で定める子育て期間中の勤務時間短縮等の措置(短時間勤務、フレックスタイム、時差出勤など)についてパンフレットを作成するなど、普及啓発を図ります。(労政G)
- 子育て期間中の短時間勤務に加え、時間外労働の縮減や正社員とパート社員の均衡処遇など、仕事と家庭生活の両立が図れる多様な働き方について先進的な取組みを行っている企業を認証するとともに、特に優れた取組みを行っている企業を表彰します。(労政G)

- 子育てと仕事の両立が図りやすい短時間勤務や在宅勤務など、多様な働き方についてシンポジウムを開催し、普及啓発を図ります。(労政G)
- 業種や規模別に多様な働き方の実践事例を収集し、県内企業にとって身近な事例集を作成し、企業に対する啓発を行います。(労政G)
- 働き方の見直しの重要性について会議やセミナーなどを通じた広報啓発に努めるとともに、長時間労働の解消や年次有給休暇の取得促進、仕事と家庭生活のバランスを重視する雰囲気づくりなど職場における取組みの促進を図ります。(労政G)
- 仕事と家庭の両立が図りやすい就労形態であるSOHOについて、ネットワーク化やスキルアップのためのセミナーを開催するとともに、起業のための支援を図ります。また、SOHO事業者が県内外において仕事を確保するための支援について検討していきます。(産業創出G)

※ SOHO： Small Office Home Officeの略。  
インターネットなどの情報通信ネットワークを使って自宅などで仕事を行う就労形態。

## (2) 職場における子育て支援の促進

- 企業の経営者や人事労務管理者等を対象とした仕事と家庭の両立支援についての研修会を開催します。(労政G)
- 平成17年4月から適用される子の看護休暇制度が円滑に普及・定着するように広報啓発に努めます。(労政G)
- 社会保険労務士をアドバイザーとして中小企業等に無料で派遣し、仕事と家庭の両立に向けた人事労務管理の改善などについて助言や情報提供を行います。(労政G)
- 「地域や職場における子育て支援講座」において、職場における子育て支援の推進について啓発を図ります。(青少年G)
- 「21世紀職業財団」による事業所内託児施設設置費用助成などの活用について広報啓発に努めます。(労政G)
- 子どもを持つ病院職員が子育てをしながら働き続けられるよう、病院内保育施設の運営に対する助成を行います。(医療看護G)

## (3) 育児休業制度等の定着と充実

- 一般事業主行動計画を策定し、仕事と家庭の両立支援に取り組んだ結果、初めて育児休業取得者が生じた中小企業を認証するとともに、両立支援の内容が特に優れた中小企業を表彰します。(労政G)
- 育児休業や労働基準法で定める産前・産後休業その他の母性保護措置、男女雇用機会均等法で定める妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置など法令制度とともに、「21世紀職業財団」による育児休業に伴う代替要員確保の費用助成などの助成金制度についてパンフレットを作成するなど、普及啓発に努めます。(労政G)

- 労働者側の視点に立って、育児休業制度等の仕組みや利用可能な給付金制度などホームページを活用した周知を図ります。(労政G)
- 育児休業取得者に対し、生活安定に必要な資金を低利で融資します。(労政G)
- 育児休業期間の法定以上の延長や育児休業期間中を有給とする措置、配偶者出産休暇の導入など育児休業を充実させる企業の取組みの促進を図ります。(労政G)

#### 施策に関する指標

- (1) 育児短時間勤務制度等を規定している企業の割合 (労政G)
 

平成15年度	69.3%	→	平成21年度	100%
(現在値)			(目標値)	

※ 育児・介護休業法に基づく短時間勤務制度等を就業規則等で定めている企業の割合
  
- (2) 「仕事と生活の調和」推進企業の認証数 (労政G)
 

平成16年度	0社	→	平成21年度	200社
(現在値)			(目標値)	

※ 仕事と家庭生活の両立が図れる多様な働き方について先進的な取組みを行っている企業の認証数
  
- (3) 企業全体に係る労働者一人平均年次有給休暇の取得率 (労政G)
 

平成15年度	52.2%	→	平成21年度	60%
(現在値)			(目標値)	
  
- (4) 育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合 (労政G)
 

平成15年度	86.8%	→	平成21年度	100%
(現在値)			(目標値)	
  
- (5) 育児休業取得率 (女性) (労政G)
 

平成15年度	58.4%	→	平成21年度	80%
(現在値)			(目標値)	
  
- (6) 育児休業取得率 (男性) (労政G)
 

平成15年度	0.2%	→	平成21年度	10%
(現在値)			(目標値)	



### 3 出産・子育てのために退職した人に対する就業支援の推進

#### 現状と課題

女性の労働力率は、子育て期に低下するM字型曲線を描いており、子育て後に再就職する女性が多いことがわかります。県民意識調査におけるライフコースでも、結婚・子育てと仕事の両立に次いで、子育て後の再就職を希望する女性が多くなっています。

こうしたことから、子育てが一段落した女性が、希望どおりに再就職等の社会復帰を果たせるよう支援を図る必要があります。

#### 施策の方向

就業を希望する女性に対して、就業に関する情報提供や相談による支援を図ります。また、就業のために必要な基礎的な知識や技術等について研修や講習を行います。

#### 行動計画

##### (1) 出産・子育てのために退職した人に対する就業支援の推進

- 出産・育児等を理由として自社を退職した人に対し、募集・採用時に特別な配慮をする再雇用特別措置の導入について広報啓発に努めます。(労政G)
- 「21世紀職業財団」が実施する「再就職希望登録者支援事業」について周知を行い、利用の促進を図ります。(労政G)
- 県男女共生センターにおいて、女性の就業に関する相談や情報提供を行います。(人権男女共生G)
- 再就職を希望する女性に対し、就業に役立つ技術や技能の講習を行います。(人権男女共生G)
- SOHOによる起業を推進するため、インターネットによる情報提供を行います。(産業創出G)

#### 施策に関する指標

- (1) 出産、育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置を設けている企業の割合  
(労政G)

平成15年度 8.0% → 平成21年度 15%  
(現在値) (目標値)

## IV 子どもの健やかな 成長のための環境づくり

## 1 学校教育の充実

### 現状と課題

子どもが健やかに、また、個性豊かに成長していくためには学校の教育環境の整備を図っていく必要があります。

まずは、子どもが安心して教育を受けることができるよう、安全でかつ信頼される学校環境を提供することが必要であるとともに、個性を生かし、新たな時代に対応できる確かな学力を身に付けさせる必要があります。

また、子どもの豊かな心を育むため、道徳教育等の充実を図るとともに、健やかな体の育成のため、スポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育てる必要があります。

さらに、人間形成の基礎を培う大切な時期である幼児期における教育についても、保育所や小学校との連携も含め、さらに充実を図る必要があります。

### 施策の方向

適切な学校運営、開かれた学校づくりを進めるとともに、家庭や地域の関係機関等とも連携した学校における安全教育や安全管理に関する取組みを進めます。

また、特色のある学校・学科づくりや少人数教育等を進めるとともに、外部講師等の活用、教員の専門的な知識・技術の習得などを図ります。

また、心の教育の充実のため、道徳教育の充実、ボランティア等の体験活動の実施などを進めます。

また、健やかな体の育成のため、体育や運動部指導者の実技指導力の向上を図るとともに、地域のスポーツ指導者の活用による運動部活動の充実を図ります。

さらに、幼児教育の充実を図るため、幼児教育振興プログラムの策定を進めるとともに、教員等の指導力の向上、保育所との連携や一体化、小学校との連携を図ります。

### 行動計画

#### (1) 信頼される学校づくりの推進

- 学校評議員制度を実施し、学校評議員からの意見により、適切な学校運営を行うとともに、家庭、地域との連携を深め、開かれた学校づくりを進めます。(県立学校G)
- 児童生徒の発達段階や地域の実情に応じた学校における安全教育や安全管理のための指導計画を作成、実践するとともに、家庭や地域の関係機関等と連携した安全教育や安全管理の取組みを進めます。(学習生活指導G、健康教育G)

#### (2) 個性を生かし、新たな時代に対応した教育の充実

- 特色ある学校・学科づくりや中高一貫教育の推進など、県立高等学校の改革を進めます。(県立学校G)
- 小・中学校において、少人数教育を推進するとともに、同様の取組みを行う私立学校に対し助成を行います。(市町村立学校G、私立学校G)

- 英語教育を担当する教員を英語圏において研修させることにより、将来指導的立場に立つ英語教員の養成を図ります。(企画学力向上G)
- 県立高等学校における英語教育の充実を図るため、外国人のALT(外国語指導助手)を常駐または訪問させ生きた英語教育を進めます。(企画学力向上G)
- 子どもに外国人と英語でコミュニケーションができる能力を身に付けさせるため、教員の海外派遣研修、生徒の海外ホームステイ等の研修、外国人を招いての国際交流会やセミナーの開催などを行います。(企画学力向上G)
- 高等学校において、各界・各分野の専門家を講師として招聘し、講義や実習の指導を行い、学力向上とともに、人間性・社会性の育成を図ります。(学習生活指導G)
- 外国人教員や実務経験・専門的知識を有する社会人講師を採用している私立学校に対して助成を行います。(私立学校G)
- 県立高等学校教員を大学や企業等に派遣し、先端技術を始めとする新分野の知識・技術を習得させ、資質の向上と実践的指導力の向上を図ります。(学習生活指導G)

### (3) 心の教育の充実

- 子どもたちの、子どもたちによる、子どもたちのための宣言「ふくしま子ども憲章」の普及啓発を推進し、子どもたちの規範意識の向上を図ります。(教育庁総務企画G)
- 子どもたちをめぐる諸問題に対応するため『『豊かな心』育成推進会議』を設置し、緊急かつ組織的な取組みとして「“あったかハート”アクションプラン」を策定し、豊かな人間性・社会性を育むための各種事業を推進します。(教育庁総務企画G)
- 「“あったかハート”アクションプラン」を踏まえて、豊かな心を育成するための体験学習プログラムを開発し、実施します。(学習生活指導G)
- 児童・生徒の心に響く道徳教育を推進するための実践研究を行うとともに、道徳性の育成を担う教員の実践的指導力の向上を図ります。(学習生活指導G)
- 児童・生徒の福祉活動についての理解と関心を高めるため、「福祉教育協力校制度」を活用した身近なボランティア活動への取組みを進めます。(地域福祉G)
- 幼稚園や保育所等における保育体験学習を積極的に推進している私立高等学校や保育体験学習を行う高校生を積極的に受け入れている私立幼稚園に対して助成を行います。(私立学校G)

### (4) 健やかな体の育成

- 教員の体育実技等に関する研究や指導法の普及のための講習会・研究会を行い体育、運動部指導者の資質向上を図ります。(学習生活指導G)
- 専門的な技術を必要とする運動部を有する中・高等学校に対し、地域のスポーツ指導者を派遣することにより、運動部活動の一層の充実を図ります。(学習生活指導G)

(5) 幼児教育の充実

- 社会の変化に対応した幼児教育の充実を図るため、市町村における幼児教育振興プログラムの策定や新しい教育課程編成を支援します。(学習生活指導G)
- 幼児教育に携わる教員等の資質の向上を図るため、各種研修や講習会等を実施し、社会の変化に対応した教育内容の充実に努めます。(学習生活指導G)
- 幼稚園と保育所の施設共用や合同研修等による連携を推進するとともに、幼保一体化を促進し、これを含めた幼児教育のあり方について検討を進めます。(子育て支援G、学習生活指導G、私立学校G)
- 幼稚園と小学校の連携のあり方について検討を進めます。(学習生活指導G)

施策に関する指標

- (1) 県立高等学校におけるALT（外国語指導助手）の招致率（企画学力向上G）  
平成16年度 69% → 平成21年度 90%  
（現在値） （目標値）
- (2) 「高等学校教員先端技術等研修事業」派遣人数（累計）（学習生活指導G）  
平成16年度 170人 → 平成21年度 205人  
（現在値） （目標値）
- (3) 県内小中高等学校における福祉協力校指定率（地域福祉G）  
平成16年度 54.7% → 平成21年度 94.9%  
（現在値） （目標値）
- (4) 体育実技等に関する研究・指導法普及のための講習会、研究会への参加教員数  
（学習生活指導G）  
平成16年度 1,120人 → 平成21年度 1,300人  
（現在値） （目標値）
- (5) 市町村版幼児教育振興プログラム策定率（学習生活指導G）  
平成16年度 12.2% → 平成21年度 33.3%  
（現在値） （目標値）

## 2 地域における教育等の充実

### 現状と課題

核家族化が進行し、地域の人間関係が希薄化する中で、家庭や地域における教育力が低下しており、地域社会における家庭教育の支援を図る必要があります。

また、子どもや青少年が健やかに育つことができるようにするため、社会全体が連携して社会環境を浄化する取組みを進めるとともに、健全育成のための拠点となる施設の整備や活動の活性化を図る必要があります。

また、子どもは遊びを通じて心身ともに育っていくものであり、県民意識調査でも、子育てする上で重要な住環境として、公園が近くにある、自然が多いなどが上位にあげられています。しかし、近年は遊び場が減ってきており、身近に利用できる遊び場や自然と触れ合える場所の整備を図る必要があります。

また、子どもや青少年の健全育成のためには、野外活動や芸術・文化活動など様々な体験を通して豊かな人間性を育ていけるよう、こうした体験学習の機会を提供していく必要があります。

さらに、性の逸脱行動や非行、引きこもりや不登校など問題を抱える子どもや青少年が増えてきていることから、支援体制の整備を図る必要があります。

### 施策の方向

地域社会における家庭教育の充実に向けた学習の機会を設けるとともに、家庭に対するサポート体制をつくり支援を行います。

また、子どもや青少年の健全育成のため、関係機関の連携・協力の推進を図るとともに、広報や有益図書等の推奨、有害図書等への対策を行います。

また、子どもや青少年の健全育成活動の拠点である児童館・児童センターや青少年教育施設の整備を促進するとともに、子ども会、ボーイスカウト・ガールスカウト活動やスポーツ活動の活性化を促進します。

また、公園や自然と触れ合える場所など遊び場の整備を進めるとともに、野外活動、芸術・文化活動、様々な人との交流、動物との触れ合いなど体験学習の機会の提供を進めます。

さらに、小・中・高等学校にカウンセラーを配置したり、子どもの非行やいじめに関して専門的なアドバイスを行う少年専門相談員を配置するなどして、問題を抱える子どもに対する相談体制や支援体制の整備を図ります。

### 行動計画

#### (1) 家庭教育への支援

- 父親の家庭教育参加や地域での家庭教育支援のあり方等の家庭教育に関する課題解決に向けたフォーラムを開催し、家庭や地域の教育力の向上を図ります。(社会教育G)
- 子どもの発達段階に応じた家庭教育のあり方や子育てに役立つ情報をまとめた

「家庭教育手帳」を配布するとともに、「子育て講座」等を開催します。(社会教育G)

(2) 子どもや青少年が健やかに育つことができる環境づくりの推進

- 「青少年育成県民会議」を始め、関係機関との連携・協力を進めるとともに、「青少年健全育成県民総ぐるみ運動」を通して青少年の健全育成について啓発を行い、地域社会が連携して、環境浄化や非行防止活動を積極的に展開します。(青少年G)
- 「福島県青少年健全育成条例」に基づき、青少年の健全な育成に有益な映画、書籍等を推奨し、他の模範となる活動を行っている団体等に対して表彰を行うとともに、有害図書類の実態調査を行い、関係団体、書店等に対する指導やインターネット利用環境の整備を行います。(青少年G)
- 次代を担う青少年が夢と希望を持って自己実現を図り、心豊かに成長できるように、小・中学生が自ら地域への夢や思いを、地域の青少年、住民、企業、学校等の支援を受けながら実現する活動に対し、助成を行います。(青少年G)
- 地域の子どもの健全育成のため親子や世代間の交流活動、遊び場の遊具の点検、非行防止活動などを行っている「母親クラブ」等を支援します。(子育て支援G)
- 児童館・児童センターが地域の子どもたちの健全育成の拠点として各種事業を行えるよう運営を支援するとともに、児童厚生委員等の研修の充実を図ります。(子育て支援G、指導監査G)
- 青少年の健全育成の拠点である自然の家について、研修効果を高めるため、利用者ニーズに対応した備品の整備等を進めます。(施設運営G)
- 地域における子ども会活動やボーイスカウト・ガールスカウト活動の育成・支援を図ります。(社会教育G)
- スポーツ活動への参加を通して子どもの健全育成を図るため、指導者やリーダーの養成、確保を図ります。(スポーツG)
- だれもが、いつでも、どこでも気軽にスポーツに親しむことができる総合型地域スポーツクラブの創設、育成、定着を4広域スポーツセンターとともに支援していきます。(スポーツG)

(3) 遊びの環境の整備

- 地域の子どもたちが自由に来館して安心して遊ぶことができる場である児童館・児童センターの整備を支援します。(子育て支援G)
- 都市公園など身近な公園や緑地の整備を行い、子どもが安全に安心して遊べる空間づくりを進めます。(都市整備G)
- 子どもたちが自然に安全に親しめるよう、自然公園の施設整備を進めます。(自然保護G)
- 「ふくしま県民の森」において、自然とともに健康で豊かな生活を体験できる環境を提供します。(担い手緑化G)
- 港湾・漁港及びその周辺海岸において、海の持つ特別な開放感や水際線を生か

しながら、子どもたちが憩える良好な親水・交流空間の創出を進めます。(港湾漁港G)

#### (4) 体験学習の推進

- 青少年の体験活動やボランティア活動の推進のため、各市町村等に支援センターを設置し、コーディネーターを配置するとともに、ボランティアを募って登録し、支援を行います。(社会教育G)
- 子どもたちが優れた芸術文化や地域の伝統文化に接する機会を提供するため、優れた舞台公演の巡回公演やプロの芸術家をインストラクターとした芸術体験、博物館や美術館における様々な体験活動を進めます。(生涯学習文化G、施設運営G)
- 子どもたちが環境について楽しみながら学ぶことができ、また生物に触れ合う体験を通じて「いのちの教育」を実践するため、「ふくしま海洋科学館(アクアマリンふくしま)」における新たな展示手法の検討を進めます。(施設運営G)
- 子どもたちの社会適応力を育むため、一定のスペースに実際の街を整備した「スチューデント・シティ」において、社会の仕組みなどを体験する取組みを進めます。(企画学力向上G)
- 青年海外協力隊経験者や県内在住の開発途上国出身者等の協力により、開発途上国等の文化や価値観を学ぶ「地球体験キャラバン」、国際協力・ボランティア活動・多文化共生等について学ぶ「ユースボランティアミーティング」の実施を通して、子どもや青少年の国際協力等への理解と関心を深めます。(国際交流G)
- 小・中学校の児童生徒に対する農業体験学習活動を行い、農業・農村に対する理解と関心を深めます。(普及教育G)
- 森林にふれあい一緒に学ぶ指導者として「もりの案内人」の養成と能力向上を進めるとともに、森林での学習や奉仕活動などを行う「緑の少年団」の育成を支援します。(担い手緑化G)
- 小・中学生が森林・林業についての理解を深めるため、公有林等を活用した環境学習の森等を整備し、日常的な森林・林業教育を行います。(担い手緑化G)
- 自然体験等を通して環境保全への理解を進めるため、小・中学生で結成する「こどもエコクラブ」の活動を支援します。(環境活動推進G)
- 子どもたちが環境について体験的に学習できる機会の増加を図るため、水生生物調査、星空観察などを行う教員を養成するとともに、必要な資材の提供を行います。(環境活動推進G)
- 節電や節水など簡単にできる地球にやさしい行動に取り組む小・中学校を広く募集し、児童・生徒の環境保全の行動を促進します。(環境活動推進G)
- 「親子ものづくり体験教室」等の実施を通して、若者が広くものづくりの技能に触れ、「ものづくり」の社会的重要性、勤労の達成感を体験できる場を提供します。(技能振興G)
- 小・中学校の中から「愛鳥モデル校」を指定し、地域で生息する鳥獣の調査や鳥獣保護活動を支援するとともに、子どもたちに鳥獣保護についての啓発を行い



ます。(自然保護G)

- 小学校に獣医師を派遣し、動物の生理、生態、習性等の授業を通して、命の大切さを学ぶための場を提供します。(食品安全G)

(5) 問題を抱える子どもに対する支援体制の整備

- 児童生徒の心理に関して高度で専門的な知識や経験を有するカウンセラーを小・中・高等学校に配置し、学校不適応生徒等へのカウンセリングを行うとともに、教職員や保護者への助言・指導を行い、不登校やいじめ、非行など様々な問題の解決を図るとともに、同様の取組みを行う私立学校に対し助成を行います。(学習生活指導G、私立学校G)
- 子どもの非行やいじめなどに関して、「ヤングテレホン」や「いじめ110番」などにより少年専門相談員が専門的なアドバイスを行います。(総合相談課)
- 不登校の児童生徒や障がいを持つ児童生徒と保護者に対して、自然体験や交流体験の場を提供し、円滑な対人関係や自立心の形成を図るための支援を行います。(社会教育G)
- 少年の非行防止・早期発見を目的とした街頭補導などの地域活動を行う拠点となる少年センターの活動を支援します。(青少年G)

施策に関する指標

(1) 福島県青少年育成県民会議議員数 (青少年G)

平成16年度 164人 → 平成21年度 195人  
(現在値) (目標値)

(2) 有益な映画、書籍等の推奨数 (累計) (青少年G)

平成16年度	図書	42冊	→	平成21年度	図書	90冊
	映画	72本			映画	112本
				(現在値)		(目標値)

(3) 一人当たりの児童館・児童センター年間利用回数 (子育て支援G)

平成15年度 1.83回 → 平成21年度 2.06回  
(現在値) (目標値)

(4) 一人当たりの緑地等面積 (都市整備G)

平成16年度 21.2 m<sup>2</sup>/人 → 平成21年度 24.5 m<sup>2</sup>/人  
(現在値) (目標値)

(5) 体験活動ボランティア登録数 (社会教育G)

平成16年度 848人 → 平成21年度 1,110人  
(現在値) (目標値)

(6) スクールカウンセラー配置校数 (学習生活指導G)

平成16年度 112校 → 平成21年度 264校  
(現在値) (目標値)

### 3 放課後児童の健全育成の推進

#### 現状と課題

放課後児童クラブは、昼間保護者のいない家庭の児童に対して適切な遊びや生活の場を与えるものとして重要な役割を果たしており、地域のニーズに応じて年々増加しています。今後も、共働き家庭の増加に伴いますます需要が高まることが予想されることから、クラブの新設や保護者のニーズにあった運営を支援していく必要があります。

また障がい児の受入れについて、対応できる児童指導員の確保などを支援していく必要があります。

#### 施策の方向

放課後児童クラブの設置、運営に対する支援策の拡充を図るとともに、児童指導員の資質の向上や活動内容の充実を図ります。

また、障がい児が利用できる放課後児童クラブの増加のため、対応できる児童指導員の確保等についての支援の拡充を図ります。

#### 行動計画

##### (1) 放課後児童の健全育成の推進

- 放課後児童クラブを設置する市町村に対し、必要な施設の整備に対して助成を行うとともに、運営費の助成について拡充を図ります。(子育て支援G)
- 放課後児童クラブの児童指導員に対し、研修を実施し、資質の向上を図ります。(指導監査G、子育て支援G)
- 障がい児が利用できる放課後児童クラブに対する運営に要する経費の助成について拡充を図ります。(子育て支援G)

#### 施策に関する指標

##### (1) 放課後児童クラブ設置率 (子育て支援G)

平成16年度 42.2% → 平成21年度 60%  
(現在値) (目標値)

※ 公立放課後児童クラブ数の公立小学校(本校)数に対する割合

## 4 子どもの権利や意見が大切にされる環境づくりの推進

### 現状と課題

少子化の進行、家庭や地域における子育て機能の低下など子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもが健やかに成長するためには、子どもの人権が尊重され、子ども自身の声を大切にしながら、のびのびと育っていける環境を整備していくことが必要です。

平成6年に批准された「児童の権利に関する条約」においても、子どもの最善の利益を尊重するとともに、子どもの生きる権利、自由に意見を表明する権利を有することなどが定められています。

### 施策の方向

子どもの人権に関する啓発を行うとともに、人権に関する教育の充実を図ります。

また、子どもが自分の意見や要望を自由に表明できる機会を設け、子どもの意見や要望が子育て環境の整備など県政に反映される環境づくりを進めます。

### 行動計画

#### (1) 子どもの人権に関する啓発

- 「児童福祉月間」の実施や子どもの権利条約を紹介したカードの作成等を通して子どもの人権尊重に関する啓発を行います。(子育て支援G)
- 人権意識を培うための効果的かつ実際的な指導のあり方について重点的に研究・実践する研究校を指定し、この成果を広く共有して、人権教育の改善、充実を図ります。(学習生活指導G)
- 人権教育に関わる内容を家庭教育や成人教育の研修会・講習会等で取り上げ、広く普及啓発を行います。(社会教育G)

#### (2) 子どもの声を生かした子育て環境づくりの推進

- 子どもたちと知事が直接話し合う「知事と語ろう“うつくしまホームルーム”」を開催し、子どもの意見を県政運営に生かします。(県政広聴G)
- 県政の身近で重要な課題等について意識等の調査を行う県政世論調査において、満15歳以上の児童も対象として調査を行います。(県政広聴G)
- 「少年の主張大会」のような、子どもたちが今後の社会のあるべき姿や社会づくりを自ら考え、それを表明する機会を与えると同時に、そうした主張を社会が反映する機会を作ることを支援します。(青少年G)

## 5 子どもにとって安全で安心な地域づくりの推進

### 現状と課題

子どもが健やかに育つためには、犯罪や事故にあわない安全で安心なまちづくりを進める必要があります。

子どもを対象とした犯罪や声かけ事案等の発生が増加しており、子どもを犯罪から守るため、防犯施設を整備するとともに、地域全体で犯罪のおこりにくい環境づくりを行う必要があります。

また、交通事故がなく、子どもや子ども連れの親が安心して外出できる交通環境づくりのためには、交通安全施設の整備などとともに、地域全体で交通安全教育などに取り組んでいく必要があります。

### 施策の方向

通学路や公園等における防犯施設の整備を進めるとともに、地域における関係機関や関係団体の連携の下、犯罪被害の未然防止や緊急時の避難場所の設置などを進めます。

また、交通安全施設の整備や交通規制による交通安全の確保を図るとともに、地域で交通安全教育や交通安全指導を進めます。

### 行動計画

#### (1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- 教育委員会及び学校との連携強化により、声かけ事案発生等のタイムリーな情報発信を行います。(生活安全企画課)
- 学校周辺等における「児童の安全確保及び少年非行防止等を目的としたパトロール活動事業」を警備会社に委託する外、自治体等関係機関への働きかけを行い、通学路や公園への「子ども緊急通報装置」等の防犯灯設置など防犯施設の整備を促進します。(生活安全企画課)
- 関係機関や防犯少年関係ボランティア団体との情報交換による地域の実態把握及び相互連携による地域安全活動の強化を図り、防犯ボランティア団体への支援を行います。(生活安全企画課)
- 子どもや保護者を対象とした防犯教室の開催により、犯罪被害防止のための啓発を行います。(生活安全企画課)
- 小学生の下校時の老人クラブ会員による「地域の孫を見守り隊運動」を支援します。(少子高齢社会対策G)
- 門灯や玄関灯を夜間点灯する「一戸一灯運動」の実施により犯罪のおこりにくい環境づくりを行うとともに、住民が相互にあいさつをかわす「あいさつ運動」を推進して地域の連帯と防犯意識を高めることにより、子どもが安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。(生活安全企画課)
- 子どもが犯罪等の被害に遭遇し、又は遭遇のおそれがある場合の緊急避難場所

である「子ども110番の家」の設置場所及び効果的な活用方法の広報啓発と設置拡大に対する支援を行います。(生活安全企画課)

(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- 通学路、公共施設の周辺、あんしん歩行エリアなどを中心に、信号機や横断歩道等の交通安全施設の整備を行うとともに、総合的な交通規制による交通安全の確保を図ります。(交通規制課)
- 交通ルールやマナーを理解させ、交通安全意識を高めるため、子どもに対する交通安全教育を実施します。(生活交通G)
- 子どもの交通事故防止活動や交通安全運動の担い手である「交通安全母の会」の活動の活性化のため、研修会等の実施を支援します。(生活交通G)
- チャイルドシートの着用について、交通安全運動の重点事項とするとともに、パンフレットの配布やテレビ等を通じた啓発を行います。(生活交通G)

施策に関する指標

- (1) 老人クラブ会員による「地域の孫を見守り隊運動」の実施地区数(累計)  
(少子高齢社会対策G)

平成16年度 2地区 → 平成21年度 12地区  
(現在値) (目標値)

- (2) チャイルドシート着用率(生活交通G)

平成15年度 80.8% → 平成21年度 100%  
(現在値) (目標値)

V 援助を必要とする  
子どもや家庭のための支援

## 1 障がいを持った子どもや家庭に対する支援

### 現状と課題

障がいのある子どもに対する在宅福祉サービスは、平成15年度からの支援費制度の開始に伴い、その種類と供給量は大幅に増加しましたが、サービス提供の空白地域が存在しているとともに、サービス内容が十分周知されているとは言えない状況であり、制度の普及とサービス基盤の整備を図っていく必要があります。

また、障がいのある子どもを持つ家庭の負担軽減のため、障がい児保育を充実するとともに、重度の障がいがある子どもを持つ家庭への社会的支援を推進する必要があります。

さらに、障がいのある子どもが健康で安全に教育を受けることができる環境づくりを進めるとともに、障がいのない子どもと共に学ぶ教育の推進を図る必要があります。

### 施策の方向

障がいのある子どもへの正しい認識と理解を深めるため、広く啓発活動を行います。また、在宅の障がい児の将来の独立自活に必要な支援及び家庭への支援を行います。また、障がい児保育の充実を図るとともに、重度の障がいのある子どもを持つ家庭に対する経済的支援を図ります。

さらに、障がいがある子どもの学校生活の支援のため医療的ケアや各種相談の充実を図るとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶことができる環境づくりを図ります。

### 行動計画

#### (1) 障がいを持った子どもやその保護者に対する支援

- 障がいのある子どもへの正しい認識と理解を深めるため、「障害者週間」などを通じ、広く啓発を行います。(障がい者支援G)
- 日常生活に支障がある障がい児に対する身体介護や家事援助等のサービスに対し支援を行います。(障がい者支援G)
- 在宅の障がい児が保護者の疾病等により短期間施設に入所して保護又は指導を受ける場合、これに対する支援を行います。(障がい者支援G)
- 障がい児やその保護者へのホームヘルパーに対し、研修や実習を行います。(障がい者支援G)
- 在宅の障がい児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図ります。(障がい者支援G)
- 障がい児の通園指導訓練について、実施地域を拡大し、充実を図ります。(障がい者支援G)
- 中度又は重度の障がいを有する20歳未満の子どもを養育している保護者に対して、「特別児童扶養手当」を支給して、福祉の増進を図ります。(児童家庭G)
- 重度の障がい児の医療費の負担軽減を図るため、一部負担金に対して助成を行



います。(障がい者支援G)

- 広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等への対応のため、自閉症・発達障がい支援センターの設置を促進するとともに、ネットワークの充実を図り、総合的な支援体制を整備します。(障がい者支援G)

## (2) 障がい児保育の充実

- 保育所における障がいのある子どもの受入体制の整備を促進し、障がい児保育の充実を図ります。(子育て支援G)

## (3) 障がい児に対する教育的支援

- 盲・聾・養護学校で学ぶ子どもが健康で安全な学校生活を送れるよう、指導医を委嘱し、看護師を配置するなど、医療的ケアの実施を図ります。(特別支援教育G)
- 障がいのある子どもやその保護者、担当教員等に対する教育、福祉、医療等が一体となった教育相談の体制の整備を図ります。(特別支援教育G)
- 養護教育センターにおいて、センターでの相談の他、地域相談教室を開催し、障がいのある子どもについての教育相談を行います。(特別支援教育G)
- 通常の学級で学習する障がいのある児童生徒を支援するため、小・中学校への介助員の配置を支援するとともに、同様の取組みを行う私立学校に対し助成を行います。また、重度視覚障がいや弱視の児童生徒のために必要な教材の導入を支援します。(奨学助成G、私立学校G)
- 心身障がい児が入園している私立幼稚園に対して助成を行います。(私立学校G)
- 盲・聾・養護学校において、地域の外部講師による学習、自然体験や社会体験活動、他の学校や地域社会の人々との交流活動を進めます。(特別支援教育G)
- 特別な支援を必要とする子どもに対する教育について、研修を行い、教職員の資質の向上を図ります。(特別支援教育G)
- 障がいのある子どもを、障がいのあるなし等に関わらず県内から選考された団員とともにユニバーサルデザインの先進国に派遣し、その理念等についての体験活動を行います。(特別支援教育G)
- 障がいのある児童生徒の放課後における受入体制のあり方を検討していきます。(障がい者支援G)

## 施策に関する指標

### (1) 障がい児保育を実施している市町村の割合 (子育て支援G)

平成15年度 81.1% → 平成21年度 88.8%  
(現在値) (目標値)

## 2 ひとり親家庭等に対する支援

### 現状と課題

保護者がいない子どもや家庭での養育が困難となった子どもへの支援を図ることが必要です。

また、離婚の増加によりひとり親家庭が増加しています（ひとり親世帯数 平成10年度19,521世帯、平成16年度22,946世帯）。そのうち、特に母子世帯の増加が目立ちます（母子家庭数 平成10年度15,982世帯、平成16年度20,051世帯）。ひとり親家庭は両親のいる家庭より子育ての負担が大きいことから、安心して子育てができるよう支援をしていく必要があります。

### 施策の方向

保護者がいない子どもや家庭での養育が困難となった子どもに対する児童福祉施設等や里親による保護、養育を進めるとともに、児童福祉施設を退所した子どもの社会的自立の支援を図ります。

また、ひとり親家庭に対する、子育てや生活の支援、就労支援、経済的支援などを総合的にを行います。

### 行動計画

#### (1) 家庭での養育が困難な子どもに対する支援

- 保護者がいない子どもや家庭での養育が困難となった子どもに対する児童福祉施設での養育や里親による養育を行います。（児童家庭G）
- 児童福祉施設における処遇の向上を図るために必要な環境整備を進めます。（児童家庭G）
- 児童福祉施設を退所した子どもに継続した指導・助言を行うことにより、社会生活への適応及び自立の促進を図ります。（児童家庭G）
- 里親の養育技術の向上を図るため、養育方法等についての研修を行います。（児童家庭G）
- 子どもの抱える問題に適切に対応するため、情緒障がい児短期治療施設、児童家庭支援センター、自立援助ホームの設置について検討を進めます。（児童家庭G）

#### (2) ひとり親家庭に対する支援

- ひとり親家庭において、疾病などの理由により一時的に生活援助を受ける必要がある場合や、生活環境の激変により保育サービスなどを必要とする場合、家庭生活支援員を派遣し、生活を支援します。（児童家庭G）
- 母子家庭の母等からの就業に関する相談に応じるとともに、講習会の開催や就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供し、自立を支援します。（児童家庭G）

- ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、健康と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。(児童家庭G)
- 母子家庭の相談役となる母子自立支援員や母子福祉協力員に対する研修会を開催し、資質の向上を図ります。(児童家庭G)
- 母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、「児童扶養手当」を支給するとともに、生活に必要な資金を貸与します。(児童家庭G)

#### 施策に関する指標

- (1) ひとり親家庭医療費助成事業受給資格登録世帯数 (児童家庭G)

平成16年度 16,725世帯 → 平成21年度 18,700世帯  
(現在値) (目標値)

### 3 児童虐待の防止及び様々な被害にあった子どもに対する支援

#### 現状と課題

児童虐待に関する相談は増加しており（平成10年度266件、平成15年度600件）、その内容は、複雑化・困難化してきています。児童虐待は著しい子どもの人権侵害であるとともに、子どもの心身の成長や人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、これまで以上に虐待の未然防止や早期発見について、関係機関の連携により対応していく必要があります。

また、犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもに対する心のケアや自立に対する支援、家庭に対する援助を充実していく必要があります。

#### 施策の方向

児童虐待の防止のため、関係機関が連携の強化を図るとともに、必要な研修、啓発、虐待のおそれのある家庭の訪問などを行います。

また、犯罪、いじめ、虐待等により被害を受けた子どもの心のケアや自立支援及びその家族に対する援助を充実していくための体制づくりを行います。

#### 行動計画

##### (1) 児童虐待の防止体制の整備

- 子どもの虐待防止について、TVスポット等により広く啓発を行います。（児童家庭G）
- 児童虐待の未然防止や早期発見について関係機関・団体が情報交換を行い、連携の強化を図ります。（児童家庭G）
- 市町村が行う、保健、福祉、医療、教育、警察等が連携した児童虐待の未然防止や早期発見等の取組みに対し、支援を行います。（児童家庭G）
- 市町村職員や主任児童委員、保育士等に実践的内容も含めた研修を行い、児童虐待防止体制の強化を図ります。（児童家庭G）
- 虐待予防のために、育児不安を抱える親同士が集まって悩みを話し合うグループミーティングを実施するとともに、子育てに関して不安を抱える家庭に対して保健師、助産師、保育士等の専門家や子育てOB、ヘルパー等を派遣し、支援を行う市町村と連携を図ります。（子育て支援G）

##### (2) 被害にあった子どもに対する支援体制の整備及びその親に対する対応

- 児童相談所の一時保護所や児童養護施設に心理療法担当職員を配置し、被害を受けた子どもの心理療法を行います。（児童家庭G）
- 被虐待児の受入先確保と処遇の向上のため、より家庭的な処遇ができる地域小規模児童養護施設の設置を促進します。（児童家庭G）
- 複雑困難化している児童虐待相談対応のため、児童相談所に弁護士、精神科医、心理学又は社会福祉学の学識者からなる専門家チームを設置し、虐待に対する処

遇の支援、強化を図ります。(児童家庭G)

- 虐待した保護者の心の問題に対応するため、精神科医の指導・助言を得ながらカウンセリングを行います。(児童家庭G)
- 被虐待児が再び家庭に戻れるよう、虐待した保護者の心の問題への対応や家族環境の調整のため、児童養護施設等に家庭支援専門相談員を配置します。(児童家庭G)
- 児童相談所や保健福祉事務所の職員を虐待問題に関する専門技術習得のための研修に派遣し、対応能力の向上を図ります。(児童家庭G)
- 児童相談所の夜間休日における相談体制について検討していきます。(児童家庭G)
- 虐待等により被害を受けた一時保護所利用児童の処遇の向上などのため、児童相談所の環境整備を図ります。(児童家庭G)
- いじめによる被害を受けた子どもに対する支援のため、「いじめ110番」において相談指導を実施します。(総合相談課)
- 民間団体、行政、司法機関、教育機関、各種法人等により「福島県被害者支援連絡協議会」を設置し、相互に連携、情報交換等を行いながら、犯罪等により被害を受けた子どもに対する支援を進めます。(総合相談課)

#### 施策に関する指標

- (1) 虐待防止ネットワークを設置している市町村の率 (児童家庭G)

平成16年度 11.2% → 平成21年度 100%  
(現在値) (目標値)

## VI 次代の親の育成

## 1 思春期における健康教育の推進

### 現状と課題

性情報の氾濫などから、本県の平成15年度における未成年者の人工妊娠中絶実施率(10代の人工妊娠中絶年間件数を15歳～19歳までの女子人口千対で表した数)は18.6と、全国平均の11.9を上回っています。こうした中で、次代の親となるべき若者に対し、性に関する正しい知識の普及や生命の大切さについての啓発等を行う必要があります。

また、次代の親となるべき若者の健全な成長のため、喫煙や飲酒、薬物乱用の防止を図る必要があります。

### 施策の方向

思春期の若者に対して、性教育を含めた健康教育を進めるとともに、性に関する不安や悩みなどについての相談体制の整備を進めます。

また、未成年者の喫煙や飲酒の防止、覚せい剤、シンナー等の薬物乱用防止対策を進めます。

### 行動計画

#### (1) 思春期における健康教育の推進

- 健康教育に携わる関係機関や有識者による連絡協議会を開催し、県全体での健康教育の推進体制の整備を図ります。(健康教育G)
- 健康教育についてモデル校を指定し指導法等についての研修を行うとともに、各学校の健康教育推進者に対する研修会を開催し、健康教育の充実を図ります。(健康教育G)
- 精神科医、カウンセラー等の専門家を高等学校に派遣し、性教育の充実を図るとともに、生徒の心身の健全な発育を支援します。(健康教育G)
- 思春期に特有な医学的問題や性に関する不安や悩みについて思春期相談ほっとライン等の個別相談・指導を行うとともに、性に関する正しい知識の普及のための講座を開催します。(子育て支援G)
- 思春期保健に携わる医療・保健・教育分野等の関係者に対し専門研修を行い、資質の向上を図ります。(子育て支援G)
- 親や大人が思春期の子どもと向き合い、性やいのちについて教え導くための学習の機会としてセミナーを開催するとともに、家庭教育資料を作成します。(社会教育G)
- エイズ・性感染症に関する相談事業を行い、正しい知識の普及を図ります。(医療看護G)
- 「健康ふくしま21推進協議会」と協働し、関係団体等とともに、未成年者の喫煙防止対策や飲酒防止対策を進めます。(健康増進G)
- 覚せい剤、シンナー等の薬物乱用を防止するため、「ダメ。ゼッタイ。」普及

運動を推進し、青少年等への啓発活動を行うとともに、この活動の地域での中心となる薬物乱用防止指導員の活動を支援します。(薬務G)

施策に関する指標

- (1) 10代の人工妊娠中絶実施率(子育て支援G)

平成15年度 18.6 → 平成21年度 11.9  
(現在値) (目標値)

- (2) 精神科医、カウンセラー等の専門家の学校への派遣回数(累計)(健康教育G)

平成16年度 60校 → 平成21年度 115校  
(現在値) (目標値)

- (3) 薬物乱用防止教室受講者数(薬務G)

平成15年度 27,004人 → 平成21年度 30,000人  
(現在値) (目標値)



## 2 家庭を築き子どもを生き育てるための環境づくりの推進

### 現状と課題

少子化対策のためには、次代の親となるべき若者に対し、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義についての教育や啓発を進めることが必要です。

また、若者の失業率が悪化するとともに不安定就労や無業者となるケースが増加しており、若者が自立して家庭を持てるようにするため、安定的な就労ができる環境づくりを行う必要があります。

### 施策の方向

家庭を築き、子どもを生き育てることの意義について、あらゆる機会をとらえて啓発を行うとともに、若者に対する乳幼児とふれあうなど子どもや家庭の大切さを考える機会の提供を図ります。

また、新規高卒者の就職の支援を推進するとともに、不安定就労や無業となっている若者の安定的な就職について支援を行います。

### 行動計画

#### (1) 家庭を築き子どもを生き育てることの意義に関する教育・啓発の推進

- 「子育て週間」におけるイベントなどあらゆる機会をとらえて、家庭を築き子どもを生き育てることの意義に関する啓発を行います。(少子高齢社会対策G)
- 学校の授業の中で、親の役割や子どもを生き育てることの意義についての教育を進めます。(学習生活指導G)
- 小学校高学年や中・高校生を対象とした赤ちゃん講座や中・高校生等と乳幼児がふれあうための交流事業などを進めます。(子育て支援G)

#### (2) 若年者の就業に対する支援

- 新規高卒者の就職希望の実現を図るため、各地区に就職促進支援員を配置し、各高等学校と公共職業安定所等との連携を図りながら、就職希望生徒への情報提供や面接等により就職指導の充実を図ります。(企画学力向上G、私立学校G)
- 県内企業の採用担当者と就職希望の新規高卒者で就職未内定の生徒が一堂に会する就職面接会を開催し、就職内定の機会を提供することにより就職促進を図ります。(雇用対策G)
- 高等学校の生徒の勤労観・職業観の育成を図り、将来に向けて創造的な人材育成を図るため、企業におけるインターンシップの実施を推進するとともに、同様の取組みを行う私立学校に対し助成を行います。(企画学力向上G、私立学校G)

- 小・中学校において、職場見学や職場体験等によるキャリア教育を推進します。(企画学力向上G)
- 高等学校の教員を対象にキャリア教育に関する研修を実施し、キャリア・カウンセリングの基礎的な能力・技能の向上を図ります。(企画学力向上G)
- 不安定就労や無業となっている若者の就職を支援するため、就職サポートセンターを設置し、きめ細かな就職相談や職業の紹介などを行うとともに、就職支援セミナーや企業で実際に仕事を体験してもらう事業等を行います。(雇用対策G)
- 従来の普通職業訓練に加え、卒業後本格的雇用に至らない学卒者等若年者への就職支援策として、高等技術専門校での教育訓練と企業実習を組み合わせた訓練をモデル的に実施し、若年者を一人の職業人として育成します。(技能振興G)
- 若年者の就職が促進されるよう、企業側に対し働きかけを行っていきます。(雇用対策G)

#### 施策に関する指標

- (1) 年長児童の赤ちゃん出会い等事業実施市町村率 (子育て支援G)
- |        |       |   |        |       |
|--------|-------|---|--------|-------|
| 平成16年度 | 6.7%  | → | 平成21年度 | 40%   |
|        | (現在値) |   |        | (目標値) |

## 第5章 計画の実現に向けて

## 1 県における取組み

本プランの実現を図るため、「福島県少子高齢社会対策推進本部」を中心とした全庁的な体制の下、毎年度、各施策の進ちょく状況を評価しながら、施策のあり方について検討し、施策の総合的かつ効果的な推進に努めていきます。

## 2 民間との連携

民間の関係団体の代表等から構成される「福島県子育て・子育て環境づくり推進会議」と連携を図るとともに、地域団体等の意見や提案も取り入れながら、行政と民間が一体となった次世代育成支援対策を推進します。

また、民間企業に対し次世代育成支援の必要性について啓発を行うとともに、次世代育成支援に関する一般事業主行動計画の策定や実現を呼びかけ、支援していきます。

## 3 市町村に対する支援

地域における次世代育成支援対策に中心的な役割を果たすのは各市町村であり、市町村がそれぞれの行動計画を実現できるよう、その取組みを支援していきます。

## 4 県民一人ひとりの取組み

県民一人ひとりが、子育てに関心を持ち、子どもは社会の「宝」であるにとらえ、地域全体で子どもを見守り、子育て支援を行う環境づくりを進めることが大切です。

このため、「子育て週間」、そして「子育ての日」を設定し、「子育て支援を進める県民運動」を展開するなど、地域全体で子育て支援を行う気運づくりを推進していきます。

# 参 考 资 料

## I 「うつくしま子ども夢プラン」の策定経過

平成16年1月～2月	「新うつくしま子どもプラン」見直しのための 県民意識調査実施
平成16年6月14日	少子高齢社会対策推進本部会議開催 (平成16年度の計画策定について了承)
平成16年7月1日	少子社会対策連絡会議幹事会開催 (計画の基本方針について検討)
平成16年7月8日	少子社会対策連絡会議開催 (計画の基本方針について検討)
平成16年7月23日	子育て・子育て環境づくり推進会議開催 (計画の基本方針について意見交換)
平成16年11月8日	子育て支援について意見を聴く会開催 (少子化対策、子育て支援について一般県民 の代表から意見聴取)
平成16年12月10日～16日	少子社会対策連絡会議・幹事会開催 (計画の素案について検討)
平成17年1月6日～13日	子育て・子育て環境づくり推進会議開催 (計画の素案について意見交換)
平成17年1月14日～20日	少子社会対策連絡会議・幹事会開催 (計画の素案について検討)
平成17年1月24日	少子高齢社会対策推進本部会議開催 (計画の素案について検討)
平成17年1月28日～2月10日	子育て・子育て環境づくり推進会議開催 (計画案について意見交換)
平成17年1月28日～2月28日	計画案についてパブリック・コメントを実施
平成17年2月28日～3月4日	子育て・子育て環境づくり推進会議開催 (計画案について意見交換)
平成17年3月14日	少子高齢社会対策推進本部会議開催 (計画の審議・決定)

## II 福島県子育て・子育て環境づくり推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 出生率の低下や核家族世帯の増加、都市化の進行、女性の社会進出の増大等子どもと家庭を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、「安心して子どもを産み育てることができ、子ども自身が健やかに育つことができる環境づくり」(以下「子育て・子育て環境づくり」という。)を官民一体となって推進するため、別表1に掲げる団体等(以下「構成団体等」という。)をもって構成する「福島県子育て・子育て環境づくり推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務等)

第2条 推進会議は、次の事務を所掌する。

- 1 子育て・子育て環境づくりを推進するための総合的な対策についての検討・協議
  - 2 子育て・子育て環境づくりに関する各種啓発の実施
  - 3 子育て・子育て環境づくりに関する調査研究
  - 4 その他子育て・子育て環境づくりの推進に関する事項
- 2 推進会議の構成団体等は、『うつくしま子ども夢プラン』を実現するための具体的施策に自ら積極的に取り組むものとする。

(組 織)

第3条 推進会議は、構成団体等から推薦された委員及び公募により選出された委員をもって組織する。

- 2 推進会議の委員は、知事が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 推進会議には委員の互選により座長1名、副座長1名を置く。

- 2 座長は推進会議を代表し、推進会議の事務を総括する。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は座長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い、新たに組織された推進会議の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(部 会)

第8条 推進会議には、別表2に掲げる専門的事項を検討・協議するため、企画啓発部会、子育て・子育て支援部会、子育て・子育て環境部会を置く。

2 部会は、座長が指名する者をもって組織する。

3 部会には委員の互選により部会長1名を置き、部会長は部会の事務を総括する。

4 部会は座長が招集し、部会長は部会の会議の議長となる。

(事務局)

第9条 推進会議の事務局は、福島県保健福祉部保健福祉総務領域少子高齢社会対策グループに置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項については、座長が会議に諮って決定する。

別表1 (第1条関係)

(五十音順)

構 成 団 体 等 名	構 成 団 体 等 名
厚生労働省福島労働局	福島県商工会連合会
公募委員	福島県青少年団体連絡協議会
公募委員	福島県地域保育所協議会
公募委員	福島県中学校長会
日本助産師会福島県支部	福島県町村会
日本労働組合総連合会福島県連合会	福島県PTA連合会
福島県医師会	福島県婦人団体連合会
福島県看護協会	福島県保育協議会
福島県経営者協会連合会	福島県放送七社会
福島県私学団体総連合会	福島県ボランティア連絡協議会
福島県市長会	福島県民生児童委員協議会
福島県児童館連絡協議会	福島県労働福祉協議会
福島県社会福祉協議会	福島大学
福島県小学校長会	福島民報社
福島県商工会議所連合会	福島民友新聞社

別表2 (第8条関係) [省略]



### III 福島県少子高齢社会対策推進本部設置要綱

#### (趣 旨)

第1条 県人口の急速な少子化及び高齢化に適切に対応し、子育てに魅力や喜びが持て、生涯にわたって健やかで充実した生活を享受することができる真に豊かで活力ある地域社会づくりを効果的かつ総合的に推進するため、福島県少子高齢社会対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌するものとする。

- 一 少子社会対策及び高齢社会対策の総合的な企画及び調整に関すること
- 二 少子社会対策及び高齢社会対策にかかる総合的な指針の策定及び推進に関すること
- 三 その他少子社会対策及び高齢社会対策の総合的な実施のために必要な事項に関すること

#### (構 成)

第3条 推進本部は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成するものとする。

- 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は、副知事の職にある者、副本部長は、出納長の職にある者をもってあてるものとする。

#### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の業務を統括するものとする。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理するものとする。

#### (会 議)

第5条 推進本部の会議は、必要の都度本部長が招集し、本部長がこれを主宰するものとする。

#### (連絡会議)

第6条 推進本部の円滑な運営に資するため、推進本部のもとに少子社会対策連絡会議と高齢社会対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

- 2 連絡会議は、推進本部において審議・決定すべき事項にかかる連絡調整を行うものとする。
- 3 少子社会対策連絡会議は、別表第2に掲げる職にある者、高齢社会対策連絡会議は、別表第3に掲げる職にある者をもって構成するものとする。
- 4 連絡会議に議長及び副議長を置き、議長は、保健福祉部政策監の職にある者、副議長は保健福祉部少子高齢社会対策グループ参事の職にある者をもってあてるものとする。

る。

- 5 連絡会議には、必要に応じて専門分科会を置くことができるものとする。
- 6 議長は、連絡会議の業務を統括し、必要に応じて連絡会議を招集するものとする。
- 7 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理するものとする。

(幹事会)

第7条 推進本部及び連絡会議の円滑な運営に資するとともに、第2条に掲げる事項についての実務的な企画立案及び連絡調整を図るため、連絡会議のもとに少子社会対策連絡会議幹事会と高齢社会対策連絡会議幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、別表第2及び別表第3に掲げる職にある者の意見を聞いて、連絡会議議長が決定した者をもって構成するものとする。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は、保健福祉部少子高齢社会対策グループ参事の職にある者をもってあてるものとする。
- 4 幹事会には、必要に応じて専門分科会を置くことができるものとする。
- 5 幹事長は、幹事会の業務を統括し、必要に応じて幹事会を招集するとともに、これを主宰するものとする。
- 6 幹事長は、必要と認めるときは、幹事会の会議に幹事以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができるものとする。

(庶務)

第8条 推進本部、連絡会議及び幹事会（以下「推進本部等」という。）の庶務は、保健福祉部少子高齢社会対策グループにおいて処理するものとする。

(補則)

第9条 本要綱に定めるもののほか、推進本部等の運営その他必要な事項については、別に定めるものとする。

別表第1（第3条関係）

推進本部の構成

本部員	副 知 事	商工労働部長
	出 納 長	農林水産部長
	直 轄 理 事	土 木 部 長
	総 務 部 長	病 院 局 長
	企画調整部長	教 育 長
	生活環境部長	警 察 本 部 長
	保健福祉部長	

別表第2及び別表第3（第6条関係）〔省略〕

## IV 次世代育成支援対策推進法の概要

### 法律の目的

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることが定められています。

### 法律の概要

#### 1 定義（第2条）

この法律において「次世代育成支援策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

#### 2 基本理念（第3条）

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

#### 3 行動計画策定指針（第7条）

主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、地方公共団体及び事業主の行動計画の策定に関する指針を定めなければならない。

#### 4 地方公共団体の行動計画（第8条、第9条）

市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定するものとする。

#### 5 一般事業主行動計画（第12条）

一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、従業員の仕事と家庭の両立等に関し、行動計画策定指針に即して、目標、目標達成のために事業主が講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定しなければならない。

（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものについては、

努力義務)

6 特定事業主行動計画（第19条）

国及び地方公共団体の機関は、職員の仕事と家庭の両立等に関し、行動計画策定指針に即して、目標、目標達成のために講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定するものとする。

7 次世代育成支援対策推進センター（第20条）

一般事業主の団体を「次世代育成支援対策推進センター」として指定し、行動計画の策定・実施を支援する。

8 次世代育成支援対策地域協議会（第21条）

地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、次世代育成支援対策地域協議会を組織することができる。

## V 少子化社会対策基本法の概要

### 法律の目的

我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が21世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、もとより結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項などが定められています。

### 法律の概要

#### 1 施策の基本理念（第2条）

少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

#### 2 国の責務（第3条）

国は、少子化に対処するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### 3 地方公共団体の責務（第4条）

地方公共団体は、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### 4 事業主の責務（第5条）

事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国又は地方公共団体が実施する少子化対策に対処するための施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

#### 5 国民の責務（第6条）

国民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み、育てる事のできる社会の実現に資するよう努めるものとする。

#### 6 施策の大綱（第7条）

政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に

対処するための施策の大綱を定めなければならない。

7 基本的施策（第10条～第17条）

国及び地方公共団体は、雇用環境の整備、保育サービス等の充実、地域社会における子育て支援体制の整備、母子保健医療体制の充実等、ゆとりのある教育の推進等、生活環境の整備、経済的負担の軽減、教育及び啓発に必要な施策を講ずるものとする。

## VI 子ども・子育て応援プランの概要

### 策定の趣旨

少子化社会対策基本法に基づき、国の基本施策として、平成16年6月に「少子化社会対策大綱」が策定されるとともに、この大綱に盛り込まれた施策について効果的な推進を図るため、重点施策の具体的実施計画として、平成16年12月に「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画」（子ども・子育て応援プラン）が策定されました。子ども・子育て応援プランの概要は、以下のとおりです。

### 《子ども・子育て応援プランの概要》

- 1 若者の自立とたくましい子どもの育ち
  - (1) 若者の就労支援の充実
  - (2) 奨学金事業の充実
  - (3) 体験活動を通じた豊かな人間性の育成
  - (4) 子どもの学びの支援
  
- 2 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
  - ① 企業等におけるもう一段の取組の推進
  - ② 育児休業制度等についての取組の推進
  - ③ 男性の子育て参加の促進
  - ④ 仕事と生活の調和のとれた働き方の実現
  - ⑤ 安心して妊娠・出産し働き続けられる職場環境の整備
  - ⑥ 再就職等の促進
  
- 3 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解
  
- 4 子育ての新たな支え合いと連帯
  - (1) きめ細かい地域子育て支援の展開
    - ① 気軽に利用できる子育て支援の拠点の整備
    - ② 就学前の教育・保育の充実
    - ③ 地域住民による主体的な子育て支援の促進
  - (2) 子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等の充実
    - ① 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開
    - ② 放課後児童対策の充実
    - ③ 多様な保育ニーズへの対応
  - (3) 家庭教育支援の充実

- (4) 特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援の推進
  - ① 児童虐待防止対策の推進
  - ② 母子家庭等ひとり親家庭への支援の推進
  - ③ 障害児等への支援の推進
- (5) いつでも安心して小児医療、母子保健医療が受けられる体制の整備
  - ① 子どもの病気に対し適切に対応できる体制整備
  - ② 子どもの健やかな成長の促進
  - ③ 子どもの心と身体の問題への対応
  - ④ 妊娠・出産の安全・安心の確保
  - ⑤ 不妊に悩む者への支援
  - ⑥ 成育医療の推進
- (6) 子育てに安心、安全な住まいやまちづくり
  - ① 子育てに適した住宅の確保等の支援
  - ② 子育てバリアフリーなどの推進
  - ③ 子どもの安全の確保
- (7) 経済的負担の軽減